

令和 7 年第 4 回都城市議会定例会（1 月）

（議案第 146 号～第 177 号）

議案第146号

都城市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

都城市旅費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田宜永

都城市旅費支給条例の一部を改正する条例

都城市旅費支給条例（平成18年条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 出張 職員が、公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 出張 職員が、公務のため一時その勤務場所 <u>（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）</u> を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(2) (略)	(2) (略)
(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員 <u>若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる</u> 地に旅行することをいう。	(3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の <u>根拠</u> となる地に旅行することをいう。
(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>主として</u> 職員の収入によって生計を維持しているものをいう。	(4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>職員と生計を一にする</u> ものをいう。
(5) (略)	(5) (略)
<u>2 この条例において「何級の職務」という場合には、都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）第4条</u>	<u>（6）職務の級 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）第4条に規定する給料表による職務の級及び給料表の適用を受けない者については市長が定めるこれに相当する職務の級をいう。</u>

に規定する給料表による当該級の職務及び給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条（略）

2・3（略）

4 前各項の規定により、旅費の支給を受けることのできる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長の定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」と

（旅費の支給）

第3条（略）

2・3（略）

4 前各項の規定により、旅費の支給を受けることのできる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項、次条第4項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出をする金額を旅費として支給することができる。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長の定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

いう。) によって行われなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿、旅行依頼簿又は公用車旅行命令書（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により、口頭で旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿、旅行依頼簿又は公用車旅行命令書（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に通知して行わなければならぬ。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項を記載し、これを当該旅行者に通知しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、

宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び外国旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、外国への出張又は赴任について、定額により支給する。
- 13 外国旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、第10条から第19条までに定めるところによる。

14 第24条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行の日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に、1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第3号まで及び第5号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が、同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

日数から減じるものとする。

第10条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行について旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について、定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 （略）

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

（1）運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、1等の運賃

第8条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（旅費の請求手続）

第9条 （略）

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 常勤の特別職にある者が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、及び第3号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの。

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの。

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、特別急行列車及び普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

4 前2項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が、市

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（常勤の特別職が移動する場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（常勤の特別職が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

長に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路により旅行する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、国土交通大臣が認可した航空旅客運賃に

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるもの。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（常勤の特別職が移動する場合に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（常勤の特別職が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2

よる。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、
公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの額の
車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額
による。

条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(常勤の特別職が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用(次号に掲げる費

2 車賃は、全路程を通過して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 前3項の規定にかかわらず、公用車による旅行は公用車を使用した路程について車賃を支給しない。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。

2 宮崎県北諸県郡三股町及び鹿児島県曾於市への旅行については、前項の規定にかかわらず旅行雑費を支給しない。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要

用を除く。)

(4) 職員が自家用自動車（あらかじめ旅行命令権者の承認を受けたものに限る。）を利用する移動に要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、実費額とする。ただし、やむを得ない事情により実費額の算出が困難な場合には、路程1キロメートル当たり規則で定める額とし、全路程を通算（1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）して計算した額とする。

3 前項ただし書の規定を適用する場合において、第8条の規定により区分計算するときには、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 市内における旅行の第1項第4号に掲げる費用は、第2項の規定にかかわらず、規則で定める額を旅費として支給する。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。第23条において「旅費法」という。）の規定の適用を受ける国家公務員について国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次項において「省令」という。）により定められている宿泊基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 前項の場合において、常勤の特別職は省令に規定する指定職

又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

職員等に、それ以外の職員については省令に規定する職務の級が10級以下の者に相当するものとみなす。

3 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により固定宿泊施設に宿泊しない場合（市外に限る。）には、第1項に規定する宿泊費の2分の1に相当する額の宿泊費を支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費（第19条、第26条第2項において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として支給する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない

に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）とする方法

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他市の負担による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当

事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族を随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転す

する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない

る場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行で、当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適當と認められるものとする。この場合における日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

(市内旅行の旅費)

第25条 市内における旅行については、第6条第1項の旅費に代え、規則で定める額を旅費として支給する。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により市内に宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料を支給する。

(市外の出張地内の旅行の旅費)

第26条 市外の出張地内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、支給することができる。

(退職者等の旅費)

事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における勤務地の変更に伴う旅行については、任命権者が指定する宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から10日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費

(2) (略)

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支給する遺族の旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定するものとする（退職等の日の翌日から10日以内における当該退職等に伴う旅行に係るものに限る。）。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧勤務地に旅行するものとして計算した旅費

(2) (略)

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する遺族の旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復する

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第29条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中外国旅行の旅費に関する規定を準用する。

2 (略)

(随行旅行の旅費)

第30条 (略)

(旅行依頼による場合の旅費)

第31条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、その都度市長が定める。

ものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行の旅費については、旅費法中外国旅行の旅費に関する規定を準用する。

2 (略)

(随行旅行の旅費)

第24条 (略)

(旅行依頼による場合の旅費)

第25条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、一般の職員の出張の例に準じ、その都度市長が定める。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号(同条第2項ただし書の場合を除く。)に掲げる各費用について、当該各条項及び第7条の規定により計算

(旅費の調整)

第32条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情によりこの条例の規定による旅費を支給することが著しく均衡を欠くと認められるときは、この実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2・3 (略)

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

した額と支払う又は現に支払った費用を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費（交通費において第13条第2項ただし書の場合を除く。）、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第7条の規定により計算した額と支払う又は現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第27条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給することが著しく均衡を欠くと認められるときは、この実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2・3 (略)

(旅費の返納)

第28条 市長は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について

必要な事項は、市長が定める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市旅費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に同号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の都城市旅費支給条例第2条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（都城市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

6 都城市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成18年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第28条」を「第23条」に改める。

議案第146号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	都城市旅費支給条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和8年4月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員等の旅費の取扱いについて、国家公務員に準じて見直しを行うもの。また、関係する条例について所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 旅費の計算等に係る規定の簡素化（第6条、第8条～第19条関係） 旅費は費用弁償であり、給与のように条例で詳細を規定する必要がないことから、旅費の種類や内容に係る技術的事項を規則に委任することで、適時・適切に時代の変化に対応できる制度に改める。</p> <p>2 市費の適正な支出の確保（第29条関係） 実費支給等、旅行の実態に即した旅費の支給が可能となる一方で、一定程度自由度が増す面もあることから、条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求め、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。</p>		
関係する法令及びその条項	国家公務員等の旅費に関する法律 国家公務員等の旅費に関する法律施行令 国家公務員等の旅費支給規程		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第147号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田宜永

都城市火災予防条例の一部を改正する条例

都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したもの) 又はバレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。) に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及</u></p>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」と
いう。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）（略）

（2）サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用について、次に定めるところによらなければならない。

（1）～（6）（略）

（7）屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）（略）

（2）一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

（1）～（6）（略）

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)
2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7の2)～(15) (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

(2) (略)
2 (略)

第3章の3 林野火災の予防
(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6の2) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)

(7の2)～(15) (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項及び宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）別表1の4の項に基づく市長の許可を受けた者は、この限りでない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) (略)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項及び宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）別表1の4の項に基づく市長の許可を受けた者は、この限りでない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
(たき火を含む。)

(2)～(6) (略)

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7の改正規定及び第44条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

議案第147号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：消防局予防課】

条例名	都城市火災予防条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和8年1月1日 (一部は、令和8年3月31日)	制定年月	平成18年1月等
制定改廃の目的・背景	<p>本年2月に林野火災が発生したことを受け、国が開催した消防防災対策の方に関する検討会において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたこと等に伴い、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 火災に関する警報の発令中における火の使用的制限に関する事項（第29条） 火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものあることを明確にし、火災に関する警報発令中における屋内での裸火の使用に係る制限についての規定を削除。</p> <p>2 林野火災に関する注意報（第29条の8） 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火の使用的制限に努めなければならないこととし、さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用的制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるとして文言を追加。</p> <p>3 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用的制限（第29条の9） 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用的制限の対象となる区域を指定することができることとする文言の追加。</p> <p>4 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為についてたき火の該当の明確化（第45条） 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にし、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるとした。</p> <p>5 サウナの整理（第7条の2、第7条の3） 「簡易サウナ設備」を新設し、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更。</p>		

関係する法令及びその条項	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準
制定改廃を要する関係条例等	なし
備考	

議案第148号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宣永

都城市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して<u>6月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して<u>1年6月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第148号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部情報政策課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例						
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止						
施行予定日	公布の日	制定年月	令和7年6月				
制定改廃の目的・背景	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく標準化基準に適合したシステムへの移行に伴い、6月議会において都城市手数料条例の一部を改正したが、移行延伸となったため所要の改正を行うもの。						
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>附則を次のとおり改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附 則 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して<u>6月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</td> <td>附 則 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して<u>1年6月</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	附 則 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して <u>6月</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。	附 則 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して <u>1年6月</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
改正前	改正後						
附 則 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して <u>6月</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。	附 則 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から起算して <u>1年6月</u> を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。						
関係する法令及びその条項	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律						
制定改廃を要する関係条例等	なし						
備考							

議案第149号

都城市保育所条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市保育所条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田宜永

都城市保育所条例等の一部を改正する条例
(都城市保育所条例の一部改正)

第1条 都城市保育所条例（平成18年条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
(特別保育) 第7条 市長は、保育所において地域子ども・子育て支援事業（以下「特別保育」という。）を行うことができる。 2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略)	(特別保育) 第7条 市長は、保育所において地域子ども・子育て支援事業等（以下「特別保育」という。）を行うことができる。 2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する事業で、乳児又は幼児であって満3歳未満の非在園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。</u>																																
3 (略)	3 (略)																																
4 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。	4 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。																																
<table border="1"><thead><tr><th>特別保育の区分</th><th>単位</th><th>区分</th><th>特別保育料</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一時預かり事業</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	特別保育の区分	単位	区分	特別保育料	(略)				一時預かり事業	(略)			<table border="1"><thead><tr><th>特別保育の区分</th><th>単位</th><th>区分</th><th>特別保育料</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一時預かり事業</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>乳児等通園支援事業</td><td>非在園児1人</td><td>午後6時30分まで</td><td><u>1時間300円</u></td></tr><tr><td></td><td>当たり</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	特別保育の区分	単位	区分	特別保育料	(略)				一時預かり事業	(略)			乳児等通園支援事業	非在園児1人	午後6時30分まで	<u>1時間300円</u>		当たり		
特別保育の区分	単位	区分	特別保育料																														
(略)																																	
一時預かり事業	(略)																																
特別保育の区分	単位	区分	特別保育料																														
(略)																																	
一時預かり事業	(略)																																
乳児等通園支援事業	非在園児1人	午後6時30分まで	<u>1時間300円</u>																														
	当たり																																
(保育料等の納付期限)	(保育料等の納付期限)																																

第8条 (略)

2 保育の実施期間がその対象となる者の入所月又は退所月において1月に満たないとき、又は一時預かり事業を実施する場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、保育料等を臨時に徴収することができる。

(都城市保育・児童館条例の一部改正)

第2条 都城市保育・児童館条例（平成18年条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(特別保育)</p> <p>第8条 市長は、保育・児童館において地域子ども・子育て支援事業（以下「特別保育」という。）を行うことができる。</p> <p>2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>特別保育の区分</th><th>単位</th><th>区分</th><th>特別保育料</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一時預かり</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	特別保育の区分	単位	区分	特別保育料	(略)				一時預かり	(略)			<p>(特別保育)</p> <p>第8条 市長は、保育・児童館において地域子ども・子育て支援事業等（以下「特別保育」という。）を行うことができる。</p> <p>2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する事業で、乳児又は幼児であって満3歳未満の非在園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>特別保育の区分</th><th>単位</th><th>区分</th><th>特別保育料</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>一時預かり</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	特別保育の区分	単位	区分	特別保育料	(略)				一時預かり	(略)		
特別保育の区分	単位	区分	特別保育料																						
(略)																									
一時預かり	(略)																								
特別保育の区分	単位	区分	特別保育料																						
(略)																									
一時預かり	(略)																								

<p>事業</p> <p>(保育料等の納期限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 保育の実施期間がその対象となる者の入所月又は退所月において1月に満たない場合又は一時預かり事業を実施する場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、保育料等を臨時に徴収することができる。</p>	<p>事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>乳児等通園</td><td>非在園児1人</td><td>午後6時30分まで</td><td>1時間300円</td></tr> <tr> <td>支援事業</td><td>当たり</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(保育料等の納期限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 保育の実施期間がその対象となる者の入所月若しくは退所月において1月に満たない場合又は一時預かり事業若しくは乳児等通園支援事業を実施する場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、保育料等を臨時に徴収することができる。</p>	乳児等通園	非在園児1人	午後6時30分まで	1時間300円	支援事業	当たり		
乳児等通園	非在園児1人	午後6時30分まで	1時間300円						
支援事業	当たり								

(都城市認定こども園条例の一部改正)

第3条 都城市認定こども園条例（令和3年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別保育)</p> <p>第13条 市長は、認定こども園において地域子ども・子育て支援事業（以下「特別保育」という。）を行うことができる。</p> <p>2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(特別保育)</p> <p>第13条 市長は、認定こども園において地域子ども・子育て支援事業等（以下「特別保育」という。）を行うことができる。</p> <p>2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 乳児等通園支援事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業で、乳児又は幼児であって満3歳未満の非在園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。</p>
3・4 (略)	3・4 (略)

5 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	区分	特別保育料
(略)			
一時預かり事業	(略)		

(保育料等の納付期限)

第14条 保育料、食材料費、特別保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が都城市的休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(1)～(4) (略)

5 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	区分	特別保育料
(略)			
一時預かり事業	(略)		
乳児等通園支援事業	非在園児1人	午後6時30分まで	1時間300円

(保育料等の納付期限)

第14条 保育料、食材料費、特別保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が都城市的休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(1)～(4) (略)

(5) 乳児等通園支援事業利用料 乳児等通園支援事業を利用した日の翌日

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第149号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市保育所条例等の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和8年4月1日		制定年月	平成18年1月等
制定改廃の目的・背景	児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されたことに伴い、公立保育所等において当該事業を行うことができるようにするため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 特別保育の追加 特別保育に乳児等通園支援事業を追加。 2 利用料金の追加 乳児等通園支援事業における利用料金を追加。			
関係する法令及びその条項	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 児童福祉法			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

都使審第8号
令和7年10月15日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和7年9月30日付け都財第298号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例の制定について
(施設設置に伴う使用料の制定)

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適當である。

2 都城市保育所条例等の一部改正について
(乳児等通園支援事業に係る利用料の制定)

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表2]のとおり制定することが適當である。

審議会委員

会長	西川	英男
委員	蓑原	行満
	上原	誠史
	横山	幸子
	福留	浪子

[別表 1]

○都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例の制定について
(施設設置に伴う使用料の制定)

都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例

(使用料の徴収)

第9条 施設等の使用料の料率は、別表第1のとおりとする。

2 利用者は、別表第1を適用して得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を使用料として納入しなければならない。

別表第1（第9条関係）

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
競技場	高校生	全面	1時間	200円
	以下			基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
大人	全面	1時間	400円	同上
競技場の2分の1を利用する場合		1時間	全面利用の場合の2分の1に相当する額	同上
競技場の4分の1を利用する場合		1時間	全面利用の場合の4分の1に相当する額	同上
照明設備（1団体当たり）		1時間	100円	同上
冷風扇（1団体当たり）	競技場の全面を利用する場合	1時間	100円	同上

競技場の 2 分の 1 を利用する場合	1 時間	50 円	同上
競技場の 4 分の 1 を利用する場合	1 時間	30 円	同上

備考

- 1 単位が 1 時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30 分以下の利用については 0.5 時間、30 分を超える利用については 1 時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する
- 2 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。

[別表2]

○都城市保育所条例等の一部改正について
(乳児等通園支援事業に係る利用料の制定)

都城市保育所条例等の一部を改正する条例

(都城市保育所条例の一部改正)

第1条 都城市保育所条例(平成18年条例第113号)の一部を次のように改正する。

(特別保育)

第7条 市長は、保育所において地域子ども・子育て支援事業等(以下「特別保育」という。)を行うことができる。

2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する事業で、乳児又は幼児であって満3歳未満の非在園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。

3 (略)

4 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	区分	特別保育料
(略)			
一時預かり事業	(略)		
乳児等通園支援事業	非在園児1人当たり	午後6時30分まで	1時間300円

(保育料等の納付期限)

第8条 (略)

2 保育の実施期間がその対象となる者の入所月又は退所月において1月に満たないとき、又は一時預かり事業及び乳児等通園支援事業を実施する場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、保育料等を臨時に徴収することができる。

(都城市保育・児童館条例の一部改正)

第2条 都城市保育・児童館条例(平成18年条例第116号)の一部を次のように改正する。

(特別保育)

第8条 市長は、保育・児童館において地域子ども・子育て支援事業等(以下「特

別保育」という。)を行うことができる。

2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する事業で、乳児又は幼児であって満3歳未満の非在園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。

3 (略)

4 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	区分	特別保育料
(略)			
一時預かり事業	(略)		
乳児等通園支援事業	非在園児1人当たり	午後6時30分まで	1時間300円

(保育料等の納期限)

第9条 (略)

2 保育の実施期間がその対象となる者の入所月又は退所月において1月に満たない場合又は一時預かり事業又は乳児等通園支援事業を実施する場合においては、前項の規定にかかわらず、市長は、保育料等を臨時に徴収することができる。

(都城市認定こども園条例の一部改正)

第3条 都城市認定こども園条例(令和3年条例第44号)の一部を次のように改正する。

(特別保育)

第13条 市長は、認定こども園において地域子ども・子育て支援事業等(以下「特別保育」という。)を行うことができる。

2 特別保育は、次の各号に掲げる区分により実施するものとし、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 乳児等通園支援事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する事業で、乳児又は幼児であって満3歳未満の非在園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並

びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。

3・4 (略)

5 前項の特別保育料の額は、次の表のとおりとする。

特別保育の区分	単位	区分	特別保育料
(略)			
一時預かり事業	(略)		
乳児等通園支援事業	非在園児 1 人当たり	午後 6 時 30 分まで	1 時間 300 円

(保育料等の納付期限)

第 14 条 保育料、食材料費、特別保育料（以下「保育料等」という。）の納付期限は、次の各号に掲げる保育料等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、その日が都城市の休日を定める条例（平成 18 年条例第 2 号）第 2 条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(1)～(4) (略)

(5) 乳児等通園支援事業利用料 乳児等通園支援事業を利用した日の翌日

議案第 150 号

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

都城市長 池田 宣永

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>都城市避難行動要支援者名簿に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成<u>及び</u>避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。</p>	<p><u>都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿<u>及び</u>個別避難計画の作成<u>並びに</u>避難支援等関係者への名簿情報<u>及び</u>個別避難計画情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。</p> <p><u>(個別避難計画の作成)</u></p> <p><u>第9条 市長は、法第49条の14第1項の規定に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、個別避難計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、個別避難計画の内容について、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(個別避難計画情報の提供)</u></p> <p><u>第10条 市長は、法第49条の15第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。この場合において、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得ることを要しない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者又は避難支援等実施者が規則で定める方法に</u></p>

	<p><u>より、個別避難計画情報の提供の拒否を申し出たときは、当該個別避難計画情報を提供しないものとする。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第11条 第6条から第8条までの規定は、個別避難計画情報の提供について準用する。この場合において、これらの規定中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、第6条第1項中「前条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、第7条第1項及び第8条中「第5条第1項又は法第49条の11第3項」とあるのは「第10条第1項又は法第49条の15第3項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(委任)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第12条 (略)</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第150号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部福祉課】

条例名	都城市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例			
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和8年4月1日		制定年月	平成28年12月
制定改廃の目的・背景	災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者に係る個別避難計画の情報を関係機関等へ提供する際の要件等を定めるため、所要の改正を行うもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 条例の名称を「都城市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」に改正。</p> <p>2 第1条に計画の作成並びに計画情報の提供について追記。</p> <p>3 第9条に「計画の作成」として、避難行動要支援者（以下「要支援者」）ごとに同意を得て計画を作成することを追記。また、第2号に「計画内容を正確かつ最新の内容に保つよう努めることを追記。</p> <p>4 第10条に「計画情報の提供」として、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、計画情報を提供することに同意を得ることを要しないことを規定。また、第2号に、計画情報に係る要支援者又は避難支援等実施者が計画情報の提供に拒否を申し出たときは計画情報を提供しないことを追記。</p> <p>5 第11条で各条文の読み替えについて規定。第6条から第8条の個別避難計画情報の提供について準用。この場合、規定中「名簿情報」とあるのは「計画情報」と、第6条第1項中「前条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、第7条第1項及び第8条中「第5条第1項又は法第49条の11第3項」とあるのは「第10条第1項又は第49条の15第3項」と読み替える。</p>			
関係する法令及びその条項	災害対策基本法			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

議案第 151 号

都城市山田総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山田総合福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山田総合福祉センター条例の一部を改正する条例

都城市山田総合福祉センター条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(事業) 第2条 福祉センターは、前条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に関すること。</u> (2) <u>在宅福祉に関すること。</u> (3) <u>地域福祉に関すること。</u> (4) <u>相談援助に関すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u> (利用時間) 第7条 福祉センターの利用時間は、 <u>午前8時30分</u> から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。 (休館日) 第8条 福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) (略) (2) <u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u>	(事業) 第2条 福祉センターは、前条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>市民の福祉及び健康増進に関すること。</u> (2) <u>福祉センターの利用に関すること。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。</u> (利用時間) 第7条 福祉センターの利用時間は、 <u>午前9時</u> から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。 (休館日) 第8条 福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。 (1) (略) (2) <u>国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</u> (3) <u>1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで</u>

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日
(使用料等の徴収)

第15条 (略)

2 第2条第1号に掲げる事業の利用に係る料金（以下「事業利用料」という。）は、別表第3のとおりとする。

3 利用者は、使用料及び事業利用料（以下「使用料等」という。）を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

4 市長は、福祉センターの適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、使用料等に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、利用料金のうち、使用料に係る利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

5 (略)

別表第3（第15条関係）

区分	事業利用料
通所介護	次の(1)及び(2)の合計額
	(1) 介護保険法の規定により算定した通所介護に係る居宅サービスに要する費用の額
	(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第96条第3項各号に掲げる費用の額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める日
(使用料の徴収)

第15条 (略)

2 利用者は、使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

3 市長は、福祉センターの適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、使用料に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、利用料金のうち、使用料に係る利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第151号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部山田総合支所地域生活課】

条例名	都城市山田総合福祉センター条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和8年4月1日	制定年月	令和元年12月
制定改廃の目的・背景	介護保険事業（デイサービス）の廃止に伴い、事業内容や利用時間等が変更となるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 事業（第2条） 介護保険事業に関する事項を削り、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 市民の福祉及び健康増進に関すること。</p> <p>(2) 福祉センターの利用に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に関すること。</p> <p>2 利用時間（第7条） 利用開始時間を午前8時30分から午前9時に改める。</p> <p>3 休館日（第8条） 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を追加。</p> <p>4 使用料の徴収（第15条） 介護保険法第8条第7号に規定する通所介護事業の利用に関する条文を削る。 別表第3（通所介護の事業利用料）を削る。</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 152 号

都城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

都城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとお
り制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

都城市長 池田 宣永

都城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

都城市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(車線等) 第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。	(車線等) 第4条 車道（副道、停車帯、 <u>自転車通行帯</u> その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。
2～4 (略) 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合は、3メートルとすることができる。	2～4 (略) 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道 <u>（自転車通行帯を除く。）</u> の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部を設ける場合は、3メートルとすることができる。
(副道) 第6条 (略) 2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。	(副道) 第6条 (略) 2 副道 <u>（自転車通行帯を除く。）</u> の幅員は、4メートルを標準とするものとする。
(路肩) 第7条 (略) 2 (略)	(路肩) 第7条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の規定にかかわらず、歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設けない第3種又は第4種の道路のうち、歩行者又は自転車の通行空間を確保する必要があるものについて</u> は、地形の状

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合は、当該路肩の幅員について、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、車道の左側に設ける路肩の幅員は1.25メートルとするものとする。

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

9 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合は、当該路肩の幅員について、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 （略）

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 （略）

(歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は

合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3～5 （略）

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～4 （略）

(歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は

自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができ

自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができ

る。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

6

(委任)

第43条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

よらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるとときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

(委任)

第44条 (略)

議案第152号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部道路公園課】

条例名	都城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成25年3月
制定改廃の目的・背景	安全・安心な歩行者等の通行空間を確保した道路整備を行うために独自の基準として路肩幅員の規定を追加するとともに、道路構造令との整合を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 第7条第3項の追加 独自基準として路肩幅員の規定を追加 2 第8条の2の追加 自転車通行帯の設置に関する規定を追加 3 第32条の改正 交通安全施設として自動運行補助施設を追加 4 第43条の追加 歩行者利便増進道路の規定の追加		
関係する法令及びその条項	道路法第30条第2項、第3項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 153 号

都城市みんなでまちを美しくする条例の制定について

都城市みんなでまちを美しくする条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市みんなでまちを美しくする条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨ての禁止などについて必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び交流者の環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者、市内で働く者及び市内で学ぶ者をいう。
- (2) 事業者 市内において、事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 交流者 観光、観覧、商用、行事等で市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空きびん、ペットボトルその他の容器及びたばこの吸い殻、紙くず、プラスチックくずその他の不要物をいう。
- (5) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (6) ポイ捨て 空き缶等を回収容器その他のごみを収納するための場所以外の場所にごみを捨てるることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、この条例の目的を達成するために、市民等、事業者及び交流者に対して環境美化に関する意識の啓発を図るとともに、必要があると認めるときは、指導又は助言を行うことができる。

(市民等及び交流者の責務)

第4条 市民等及び交流者は、進んで空き缶等の適正な処理を行うなど、美しいまちづくりの推進に努めるとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を認識し美しいまちづくりの推進に努めるとともに、第3条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(ポイ捨て禁止重点区域の指定等)

第7条 市長は、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりを推進するために、ポイ捨ての防止が特に必要と認められ、かつ、不特定多数の人が集中する区域を、ポイ捨て禁止重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定によりポイ捨て禁止重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係する地域住民、関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、ポイ捨て禁止重点区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

4 前2項の規定は、ポイ捨て禁止重点区域の指定の解除及び変更について準用する。

(散乱防止)

第8条 市民等及び交流者は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り又は回収容器に収納するなどして散乱の防止に努めなければならない。

2 事業者のうち、容器入り飲食料を販売する者は、容器入り飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理し、生じた空き缶等を自らの負担において運搬し、処分するとともに、空き缶等の散乱防止について消費者に対する啓発に努めなければならない。

(環境美化の日)

第9条 環境保全及び公衆衛生の向上を図り、より明るく、より美しく、より豊かな住みよいまちの実現を目指し、都城市環境美化の日を定め、市民総ぐるみで清掃、浄化、緑化に取り組むものとする。

(命令)

第10条 市長は、ポイ捨て禁止重点区域内において、第6条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第12条 第10条の規定による命令に従わなかった者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第12条の規定

は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第153号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部環境政策課】

条例名	都城市みんなでまちを美しくする条例			
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行予定日	令和8年4月1日		制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	ポイ捨ての禁止などについて必要な事項を定めることにより、環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とし、条例を制定するもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 ポイ捨ての禁止（第6条） 何人も、ポイ捨てをしてはならないことを明確に規定。</p> <p>2 ポイ捨て禁止重点区域の指定等（第7条） 市長は、特に環境美化を推進する必要がある区域を、ポイ捨て禁止重点区域として指定できることを規定。指定の際は住民及び関係団体の意見を聴取するもの。</p> <p>3 環境美化の日（第9条） 都城市環境美化の日実施要綱で規定している「環境美化の日」の実施について、条例で明文化し、市の環境美化への取組姿勢をより明確に示すもの。</p> <p>4 命令（第10条） 市長は、ポイ捨て禁止重点区域内において、第6条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命令できることを規定。</p> <p>5 過料（第12条） 命令に従わなかった者に対し、2万円以下の過料を科すことを規定。</p> <p>6 施行期日（附則） 本条例は、令和8年4月1日から施行するもの。ただし、第10条（命令）及び第12条（過料）については、ポイ捨て禁止重点区域設定後に十分な周知期間を確保した上で施行日を定めるものとする。</p>			
関係する法令及びその条項	都城市環境保全条例 廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

議案第 154 号

都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例の制定について

都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例

(設置)

第1条 市民の健康増進、市民交流及び地域活性化に資することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市高崎町大牟田2079番6に都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館（以下「施設」という。）を設置する。

(利用時間)

第2条 施設の利用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 施設の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第4条 施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設の管理運営上支障があると認められるとき。

3 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設の利用ができなくなったとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理運営上特に必要と認められるとき。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、施設の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は施設に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、施設を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて施設の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第7条 利用者は、施設を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第8条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第5条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の徴収)

第9条 施設等の使用料の料率は、別表第1のとおりとする。

2 第4条の規定による許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、許可の際徴収しがたいもの又は別に定めのあるものは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 別表第2に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合を除き、照明設備使用料及び冷風扇使用料は、徴収する。

- 2 市長は、前項に定める場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 不可抗力によって利用できなくなったとき。
(2) 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。
(3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において市長が還付することを適當と認めたとき。
- 2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失によって施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第9条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額

競技場	高校生以下	全面	1 時間	200円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律 第 108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律 第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	大人	全面	1 時間	400円	同上
競技場の 2 分の 1 を利用する場合		1 時間	全面利用の場合の 2 分の 1 に相当す		同上

			る額
競技場の4分の1を利用する場合	1時間	全面利用の場合の4分の1に相当する額	同上
照明設備（1団体当たり）	1時間	100円	同上
冷風扇（1団体当たり）	競技場の全面を利用する場合	1時間	100円
	競技場の2分の1を利用する場合	1時間	50円
	競技場の4分の1を利用する場合	1時間	30円

備考

- 1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。
- 2 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。

別表第2（第10条関係）

区分	利用の形態
公用又は公 共的利用	(1) 市が市の行事で利用する場合 (2) 市の機関が当該機関の行事で利用する場合 (3) 国又は他の地方公共団体が主催する行事で利用する場合 (4) 市が共催する行事で利用する場合
公益を目的 とする利用	(1) 市・地区社会教育関係団体等連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (2) 市・地区各種社会教育関係団体連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (3) 自治公民館が主催する行事で利用する場合 (4) 市・地区体育協会が主催する行事で利用する場合 (5) 福祉に係る地区連絡協議会が主催する行事で利用する場合 (6) 市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合

- | |
|--------------------------------------|
| (7) 市内の学校単位以上によるPTAが主催する行事で利用する場合 |
| (8) 市・地区ボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合 |
| (9) 市内のスポーツ少年団がその活動に利用する場合 |
| (10) 市内の65歳以上又は未就学児のグループがその活動に利用する場合 |

議案第154号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：環境森林部環境施設課】

条例名	都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館条例											
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止											
施行予定日	令和8年4月1日		制定年月	新規制定								
制定改廃の目的・背景	閉鎖中の都城市高崎一般廃棄物最終処分場埋立地Ⅱを改修し、都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館として供用するため、利用時間、休館日及び使用料等、必要な事項を定める条例を制定するもの											
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 設置（第1条） 都城市高崎町大牟田 2079 番 6 に都城市高崎ふれあい多目的スポーツ館を設置することについて定めるもの</p> <p>2 休館日（第2条） 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p>3 利用時間（第3条） 午前8時から午後10時まで</p> <p>4 利用許可関係（第4条～第6条） 利用の許可、利用許可の取消し、利用の禁止又は制限等について定めるもの</p> <p>5 使用料の徴収（第9条） 別表第1（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技場 高校生以下</td> <td>全面</td> <td>1時間</td> <td>200円 基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	競技場 高校生以下	全面	1時間	200円 基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額									
競技場 高校生以下	全面	1時間	200円 基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使									

						用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
大人	全面	1 時間	400 円	同上		
競技場の 2 分の 1 を利用する場合		1 時間	全面利用の場合の 2 分の 1 に相当する額	同上		
競技場の 4 分の 1 を利用する場合		1 時間	全面利用の場合の 4 分の 1 に相当する額	同上		
照明設備 (1 団体当たり)		1 時間	100 円	同上		
冷風扇 (1 団体当たり)	競技場の全面を利用する場合	1 時間	100 円	同上		
	競技場の 2 分の 1 を利用する場合	1 時間	50 円	同上		
	競技場の 4 分の 1 を利用する場合	1 時間	30 円	同上		

6 その他

使用料の減免（第 10 条）、使用料の還付（第 11 条）ほか

関係する法令及びその条項	地方自治法第 244 条の 2
制定改廃を要する関係条例等	なし
備考	

工事請負契約の締結について

R7都教生第3号 小松原地区複合施設建設 建築主体工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R7都教生第3号 小松原地区複合施設建設 建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 882,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 丸宮・はやま・稻元 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市庄内町8031番地2
丸宮建設 株式会社 |

議案第163号関係資料

R 7 都教生第3号 小松原地区複合施設建設 建築主体工事

1 工事概要

下記整備に伴う建築主体工事一式

- ・複合施設（地区公民館、地区体育館）RC+S 1階 建築面積 1,891.72 m²
- ・駐輪場 アルミ 建築面積 10.45 m²

2 予定価格 882,310,000円（消費税及び地方消費税込み）

802,100,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 882,200,000円（消費税及び地方消費税込み）

802,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.98%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
丸宮・はやま・稻元 特定建設工事共同企業体 (40:40:20)	802,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第164号

工事請負契約の締結について

R7住施第7号 都原団地B棟建替（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | R7住施第7号 都原団地B棟建替（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 845,350,000円 |
| 4 契約の相手方 | 都北・田中・弓削 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市神之山町4866番地2
都北産業 株式会社 |

議案第164号関係資料

R7住施第7号 都原団地B棟建替（建築主体）工事

1 工事概要

下記整備に伴う建築主体工事一式

- ・市営住宅 RC造5階建 建築面積 622.66 m² 延べ面積 2655.74 m²
- ・駐輪場 RC造1階建 建築面積 45.00 m² 延べ面積 45.00 m²

2 予定価格 845,680,000円（消費税及び地方消費税込み）

768,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 845,350,000円（消費税及び地方消費税込み）

768,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.96%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
都北・田中・弓削 特定建設工事共同企業体 (60:20:20)	768,500,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第165号

財産の取得について

次のとおり内水対策用可搬式排水ポンプを取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宜永

1 取得財産 内水対策用可搬式排水ポンプ

2 数量 10セット

3 契約の方法 隨意契約

4 取得金額 1,028,940,000円

5 契約の相手方 都城市吉尾町912番地9第1アパートカミツマガリ
101号
中村消防防災株式会社都城営業所

議案第165号関係資料

1 取得財産及び数量 次のとおり

品名	規格等	数量
ハイドロサブ	H S 150 単体 水位センサー付き	10
フラッドポンプ	45 立方メートル／分	30
300A排水専用ホース	軽量型 10m	105
ホース ポンプ接続用	250×300 mmレギュラ構造	30
ホース 吐出用		30
ホース接続用スパナ		10
3分岐マニホールド		10
ユニット用ホロ		10
結束用バンド		10
ポンプ牽引用 PE ロープ		10
ユニット固定用ラッシングベルト		10
ユニット吊り用ナイロンスリング		10

2 契約金額 1,028,940,000円（消費税及び地方消費税込み）

935,400,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 契約相手の選定理由

本市においては、台風や大雨に伴う浸水被害への対応が喫緊の課題となっている。

本件可搬式排水ポンプは、大雨等に起因する停電時においても使用可能であり、かつ、少人数においても運用が可能である。

本件可搬式排水ポンプは、宮崎県においては中村消防防災株式会社が唯一の指定販売業者である。

また、当該事業者については、災害時の緊急運用が必要な物品の納入実績もあり、緊急時の安定的な運用も期待できる。

以上の理由により、中村消防防災株式会社都城営業所を契約の相手方とするものである。

議案第166号

第2次都城市総合計画（基本構想）の変更について

地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例第2号の規定に基づき、平成29年9月27日に議決された議案第93号「第2次都城市総合計画（基本構想）の策定について」の一部を下記のとおり変更する。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宜永

記

基本構想の期間を次のように改める。

1 基本構想の期間

第2次都城市総合計画における基本構想の期間は、人口構造の変化や都城志布志道路等の整備に伴う環境の変化が生じることを踏まえ、2018（平成30）年度から2025（令和7）年度までの8年間とします。

議案第 166 号関係資料

議案第 93 号

第 2 次都城市総合計画（基本構想）の策定について

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例第 2 号の規定に基づき、本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を別紙のとおり策定する。

平成 29 年 9 月 7 日提出

都城市長 池田 宜永

第2次都城市総合計画 基本構想(本論)



目次

1	基本構想の期間.....	1
2	目標人口	1
3	基本構想のフレーム	2
4	本市の目指すまちの姿	3
5	都市目標像	6
6	まちづくりの基本方針	7
7	行政経営の基本姿勢	11
8	総合計画の体系.....	12

1] 基本構想の期間

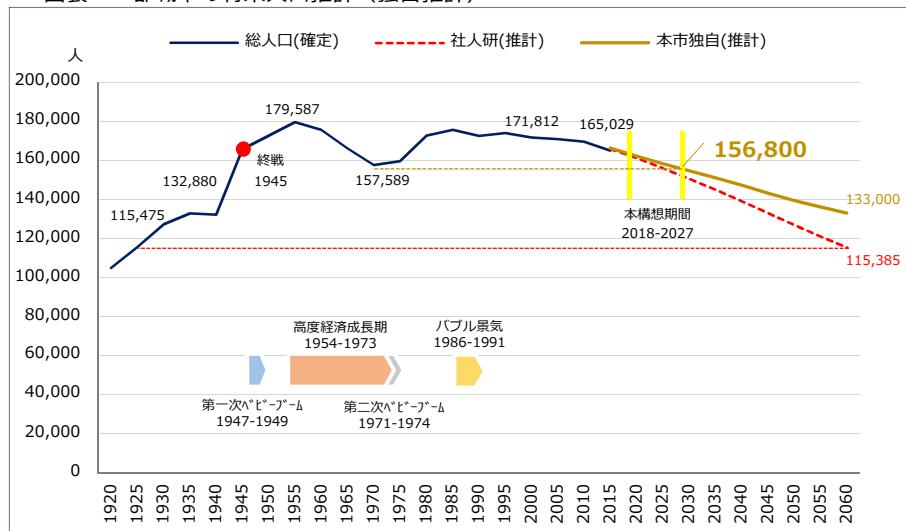
第2次都城市総合計画における基本構想の期間は、人口構造の変化や都城志布志道路等の整備に伴う環境の変化が生じることを踏まえ、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。



2] 目標人口

将来人口については、本格的な人口減少社会の到来に伴い、著しく減少することが予想されますが、目標年次である2027年の本市の目標人口は、概ね156,800人とします。

図表 都市の将来人口推計（独自推計）



出典：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所／都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

[目標人口算出の根拠]

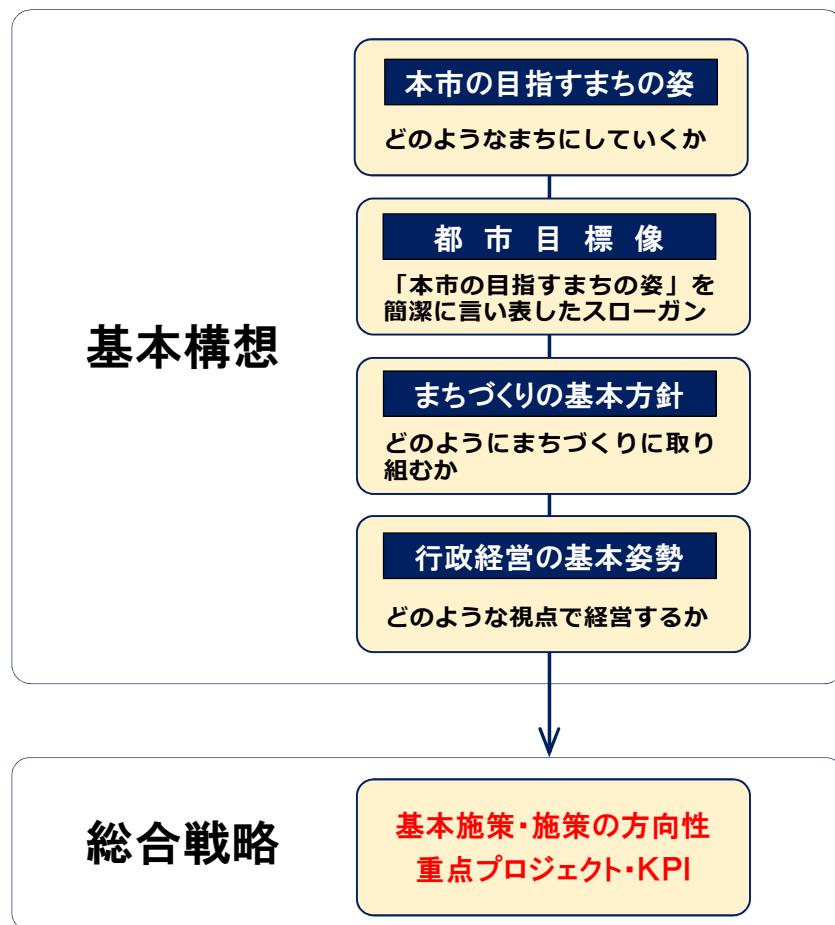
2027年の本市の目標人口は、2015（平成27）年度に策定した都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンをもとに算出しています。

なお、人口ビジョンでは、国勢調査人口をもとに、2030年までに段階的に合計特殊出生率を2.07まで上昇させ、49歳以下人口の転出超過を段階的に約30%抑制し、2030年から2060年まではその数値を維持することとしたもので、2060年の本市の総人口を概ね133,000人としています。

3 基本構想のフレーム

基本構想のフレームは、「本市の目指すまちの姿」、「都市目標像」、「まちづくりの基本方針」、「行政経営の基本姿勢」の4つで構成します。

図表 基本構想のフレーム



第1次都城市総合計画における基本構想では、4つの基本理念として、「市民が主役のまち・ゆたかな心が育つまち・縁あふれるまち・活力あるまち」を掲げ、市民の願いがかなう南九州のリーディングシティを目指してまちづくりを進めてきました。

第2次では、これらの基本理念を「本市の目指すまちの姿」として継承します。

このうち、「活力あるまち」については、南九州圏域の中心都市としての役割を明確にするために、「地の利を活かしたまち」と「賑わいのあるまち」にします。

■ 市民が主役のまち

これからまちづくりは、市民が主役となり行政と協力し、自分たちの願いがかなう理想のまちをつくり上げていくことが大切です。

そのために、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等と行政が対等のパートナーとしてまちづくりを推進していくことが求められています。

そのような協働のまちづくりを進めるためには、開かれた行政が前提条件となります。

市民があらゆる分野において必要な情報を取得でき、市民の提案が施策に反映される仕組みがあつて初めて、まちづくり協議会やNPOをはじめとする市民の主体的な活動が活性化するのです。

さらに、少子高齢・人口減少社会において女性が積極的に社会進出するためには、性別にかかわりなく、その個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくりが必要です。

また、生産年齢人口の減少に伴い、地域を支える産業経済が縮小し、本市の財政状況も厳しくなることが予想されるため、市民の理解を得ながら、引き続き行財政改革を積極的に推進していくことが大切です。これからは、行政と市民との役割を明確にするとともに、実施する施策が適正に評価され、その結果が公表されることが求められています。



■ ゆたかな心が育つまち

少子高齢・人口減少社会にあっては、誰もが健康で安心して暮らし、子どもを生み育て、学び、楽しむことに生きがいを感じ、いきいきと生活できることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりの個性が尊重され、市民が学んだことを十分に活かし活躍できる社会であることはもちろん、充実した福祉サービスや地域で住民がお互いに支え合う仕組みづくりが必要です。



また、心身ともに健やかな、郷土愛にあふれた思いやりのある子どもを地域ぐるみで育むとともに、市民が芸術文化、スポーツ、読書にいつでも親しむことのできる環境づくりも求められています。

さらに、これまで各地域で育んできた伝統や祭を次の世代に大切に伝えることや、国際交流等を通じて国際感覚をもった人材を育成することも重要です。

そうすることにより、誰もがここに暮らしてよかったですと実感でき、このまちに誇りをもつ、ゆたかな心を育てることができるのです。

■ 地の利を活かしたまち

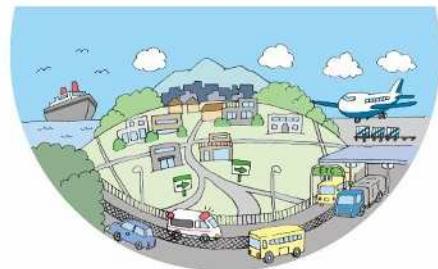
本市は、陸・海・空の交通アクセスのバランスがよく、その「地の利」を活かし、南九州圏域における産業・経済・医療・教育・文化の中心としての役割を担い、牽引してきました。

今後は、山之口スマートICの開通、都城志布志道路の全線開通、更には国際バルク戦略港湾である志布志港との接続により、南九州圏域内外はもとより、海外からの人の流れや物流が大きく変化することが予想されます。

このため、これらの大きな変化を見据えながら、本市の持つ地域資源に磨きをかけ、地の利を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

さらに、圏域の安全・安心を高めるために、地の利を活かして大規模災害等の多様な危機事象に対する後方支援体制を構築するとともに、消防・救急体制の充実を図ることが求められています。

このような取組により、少子高齢・人口減少社会にあっても、本市が将来にわたり南九州圏域の中心都市としてあり続けることができるのです。



■ 賑わいのあるまち

本市が、いつまでも魅力的なまちであり続けるためには、人々が集い、若者、女性、高齢者がいきいきと働き、地域産業に多様な担い手が育つ、賑わいのあるまちをつくるなければなりません。

そのためには、農林畜産業の振興、企業立地の促進、商業・サービス業の充実、新しい産業分野の創出、若者の定住やUIJターンの促進に取り組むことが重要です。

また、今後のまちづくりには、少子高齢・人口減少社会を前提に、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を目指し、経済効率の高いまちづくりが求められており、これまで以上に、生活拠点地域の活性化を図りつつ、公共施設等の集約、中心市街地への都市機能の集積、老朽化が進むインフラの維持管理・更新を計画的に図っていくことが必要です。



■ 縁あふれるまち

縁は、人の心に潤いと安らぎを与えてくれます。縁に囲まれて暮らす私たちは、往々にして自然の大切さを忘れてしまいがちです。自然の恵みを再認識し、この貴重な資源を後世に残さなければなりません。

地球温暖化や改善が進まない河川水質等の環境問題に対応するためには、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動の見直しとともに、それを継続して実践する運動の積み重ねが求められます。

これからは、市民・企業・行政が一体となって、ごみの排出削減や資源の再利用、そして省エネルギーの推進等を図り、地球に優しい循環型、低炭素、自然共生の社会を構築しなければなりません。

また、第2の自然とも言われる田や畑等の農地や山林等の資源も大切に守っていく必要があります。そうすることにより、市民の命の源でもある地下水の保全も可能となります。

このような取組を、市民・企業・行政が一体となって行うことにより、真の「縁あふれるまち」が生まれるのであります。



市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ

本市が目指すまちの姿は、みんなの理想のまちです。
これがすべて実現できたら、どんなに素晴らしいまちになることでしょう。
子どもから高齢者まですべての人がいきいきと暮らすことができ、少子高齢・人口減少社会
にあっても、魅力的な都市であり続けることができます。
そのためには、本市の地の利、地域資源、人間力あふれる市民が持つ高い可能性を活かし、
市民と行政が協働し理想とするまちに近づけていく努力が必要です。
そうすることによって南九州圏域の産業・経済・医療・教育・文化をリードする

『市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ』が実現するのです。



都城市新市誕生 10 周年記念式典

本市の目指すまちの姿を実現するために、次の4つのまちづくりの基本方針を定めます。

■ しごと 地の利を活かして雇用を創る

基幹産業である農林畜産業をはじめ、企業や商店街に多様な担い手を育み、若者・女性・高齢者がいきいきと働ける環境を創出します。

また、安定した収入を確保し、雇用の拡大を図るために、農商工連携及び産学官連携による6次産業化を図るとともに、地の利を活かして工業団地等の地域振興拠点を整備し、企業立地に取り組みます。

さらに、企業等と連携して、男女雇用機会均等、非正規雇用者の正社員化、仕事と家庭の両立、働き方改革の推進を図るとともに、移住や若者の定住、女性の活躍支援等の施策も積極的に展開します。



都城インター工業団地

[施策の柱]

- ◆ 地域産業の振興と地域資源の高付加価値化を進め、競争力を強化します。
- ◆ 地の利を活かした地域振興拠点の整備を図り、企業立地を促進します。
- ◆ 企業等と連携して雇用増加や地元就職促進に取り組み、移住・定住を拡大します。

■ くらし 命とくらしを守る

災害は、いつでもどこでも起こりうるものとして常に意識し、一人ひとりが備えに当たりながら、自助・共助・公助が連携した地域社会を構築するとともに、大規模災害に備え、自治体間の相互協力や後方支援体制を拡充します。

また、家庭を持ち、子どもを産み育てる若者を、ライフステージに応じて支援するとともに、特に子育てに影響の大きい周産期及び小児救急医療をはじめとする高次・救急医療体制の維持に努めます。

さらに、健康・福祉の充実を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もがいきいきと暮らせる健康・福祉施策の充実を図ります。



防災訓練

[施策の柱]

- ◆災害に強いまちづくりを推進し、安全・安心な暮らしを確保します。
- ◆24時間365日切れ目のない、高次・救急医療体制を維持します。
- ◆ライフステージに応じた結婚・出産・子育て支援を推進します。
- ◆生涯にわたって誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図ります。

■ ひと 人間力あふれるひとを育む

これからの中等教育を生き抜くために、あらゆる教育の場を通じて、優れた知性と豊かな感性とたくましい体を備え、ふるさとを誇りに思う自立した人を地域ぐるみで育みます。

さらに、時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人を育みます。

また、地域の子どもは地域で育てるしくみと環境づくりを進めるとともに、由緒ある歴史や伝統文化、祭を承継し、芸術文化やスポーツに親しみ、人々が交流し、磨きあうことによって、生きがいをもって暮らせる施策を推進します。

加えて、市民が年齢や性別等に関係なく、お互いが理解・尊敬しあうとともに、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等が幅広く協働を進め、それぞれが主体的に参画できるまちづくりを推進します。



ALT（外国語指導助手）との授業風景

[施策の柱]

- ◆ 次世代を担う子どもたちの学力と愛郷心を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆ 国際交流を進め、グローバル化する社会に対応できる国際感覚豊かな人を育みます。
- ◆ 人々が生きがいを持って学び、交流し、活躍できるスポーツ・文化活動を推進します。
- ◆ 協働と相互理解を進め、市民が主体的に参画できるまちづくりを推進します。

■ まち 圏域の中心としての魅力を築く

これからまちづくりは、少子高齢・人口減少社会を前提とした取組が必要です。

老朽化が進むインフラの維持管理・更新を図りつつ、経済効率の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、南九州圏域の中心都市としての様々な魅力を構築し、発信します。

都城志布志道路等の交通ネットワークの整備促進や公共交通等の移動手段の確保を図るとともに、中心市街地への都市機能の集積や活性化を図り、若者が定住したくなる、賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、恵まれた自然を後世に引き継いでいくとともに、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動を見直し、循環型・低炭素社会を構築していきます。

さらに、広域化した共通課題へ対応するために、南九州圏域の自治体が幅広い分野において連携を推進し、本市がその中心的役割を担います。



中心市街地中核施設イメージ

[施策の柱]

- ◆ **人口減少社会に対応するため、持続可能な都市機能の再構築に取り組みます。**
- ◆ **都城の魅力に磨きをかけ、市内外へのPRを戦略的に推進します。**
- ◆ **循環型・低炭素社会を構築し、自然環境の保全と共生のまちづくりを推進します。**
- ◆ **南九州圏域の共通課題に対応するため、幅広い分野において広域連携を推進します。**

現在の行政サービスを充実させることはもとより、本市の地域資源を将来世代に確実につなぎ、市民一人ひとりが、これから時代に対応した新たなゆたかさを得られるよう、全ての市職員が市民と一丸となって、行政を経営する視点に立った創造的な改革を推進します。

■ 創造的改革の推進

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、本市の地域資源を将来世代に確実につなぐために、市職員一人ひとりが熱意と創造性を持って、施策の目的と目標を明確化し、部門間連携はもとより、企業等との連携を強化し、スピード感を持って先見性のある政策を推進します。

また、地域資源の強みを最大限に引き出せる数多くの施策を展開するとともに、常に効率性を考え、最小の投資で最大の効果が得られるように取り組みます。

さらに、開かれた行政を推進するとともに、市民のニーズを的確に把握し、新たなIT技術等を活用した質の高い行政サービスを効率的に提供していきます。



マイナンバー特設会場

[施策の柱]

◆創造性あふれる人材を育み、政策推進力のある組織体制を構築します。

◆地域資源の強みを最大限に引き出し、持続可能な行政経営を目指します。

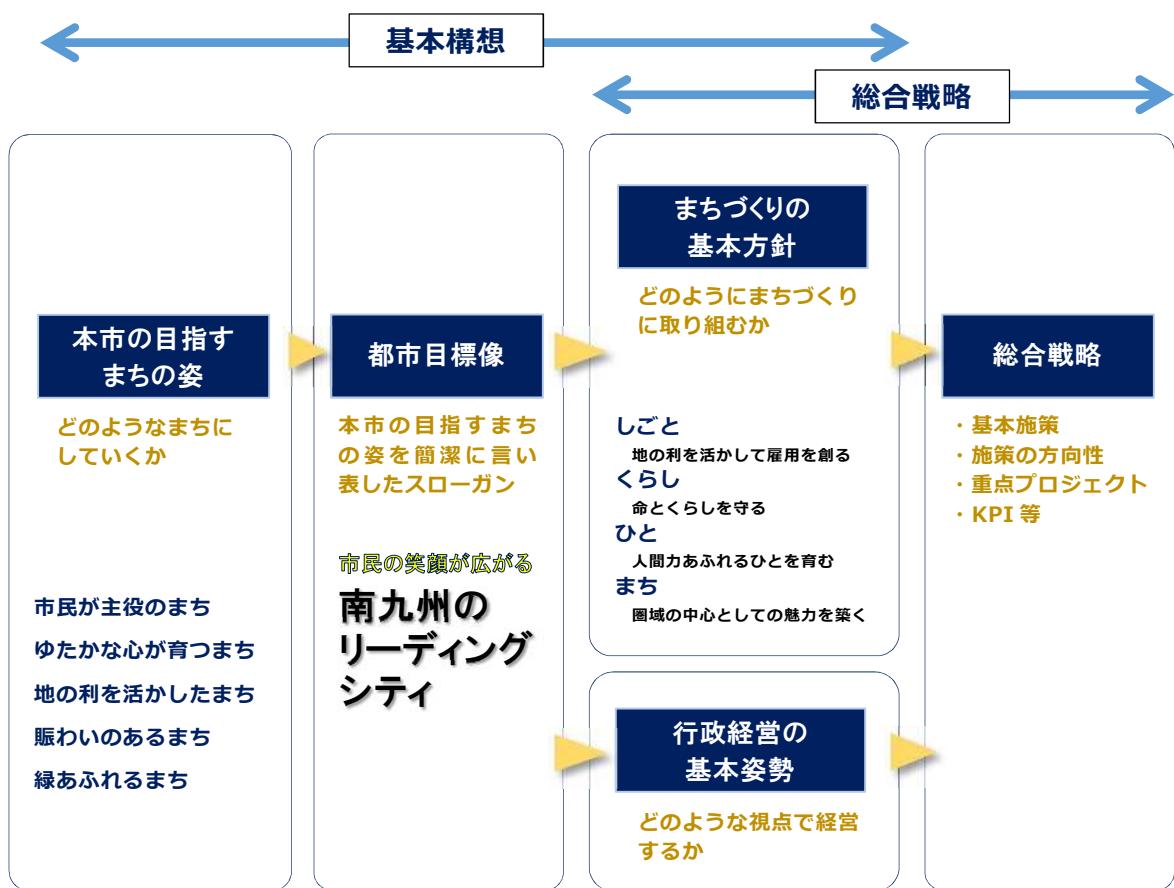
◆質の高い行政サービスを、効率的に提供できるよう取り組みます。

8 総合計画の体系

総合計画の体系は、次のとおりです。

「まちづくりの基本方針」と「行政経営の基本姿勢」を踏まえて、基本構想を実現するための具体的な計画である「総合戦略」を体系的に構成し、その総合戦略に基づき各種施策を実施していきます。

図表 総合計画の体系



1 変更理由

社会経済情勢の変化等を踏まえ、「第2次都城市総合計画（基本構想）」の計画期間満了前に、2026（令和8）年度から2033（令和15）年度までを計画期間とする「第3次都城市総合計画基本構想」を策定するため、「第2次都城市総合計画（基本構想）」の計画期間を変更するもの。

2 変更内容

	変更前	変更後
基本構想の期間	2018（平成30）年度から 2027年度までの10年間	2018（平成30）年度から 2025（令和7）年度までの8年間

議案第 167 号

第 3 次都城市総合計画（基本構想）の策定について

本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための第 3 次都城市総合計画基本構想を別紙のとおり策定することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

都城市長 池田 宜永



幸せ上々、みやこのじょう
日本一の良き地図。とっておきの自然と文化。

第3次都城市総合計画 基本構想

2026-2033

宮崎県都城市

目次

基本構想　(本論)	1
第1章　計画体系・目標人口	2
1　　基本構想の期間	2
2　　目標人口	3
3　　人口維持に向けたまちづくり	4
4　　総合計画の体系と基本構想のフレーム	5
第2章　まちづくりの基本的な考え方	6
1　　本市の目指すまちの姿	6
2　　都市目標像	9
3　　まちづくりの基本方針	10
4　　行政経営の基本姿勢	14

基本構想(本論)

1 基本構想の期間

人口動向や社会経済情勢の変化が生じることを踏まえ、第2次都城市総合計画基本構想の計画期間は、2018（平成30）年度から2025（令和7）年度までとともに、第3次都城市総合計画基本構想の計画期間は、2026（令和8）年度から2033（令和15）年度までの8年間とします。



2 目標人口

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）によると著しく減少すると見込まれています。これは、2020（令和2）年の国勢調査結果に基づくものであり、近年の人口動向が反映されたものではありません。

本市では、現在の人口動向を分析し、本市独自の推計を行いました。人口は、今後、本市の施策を展開する上で、重要な要素であるため、基本構想の計画期間の最終年度である2033（令和15）年度末における目標人口を定めます。

なお、本推計は、2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とする総合計画総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む）で示す人口ビジョンと同様のものとします。

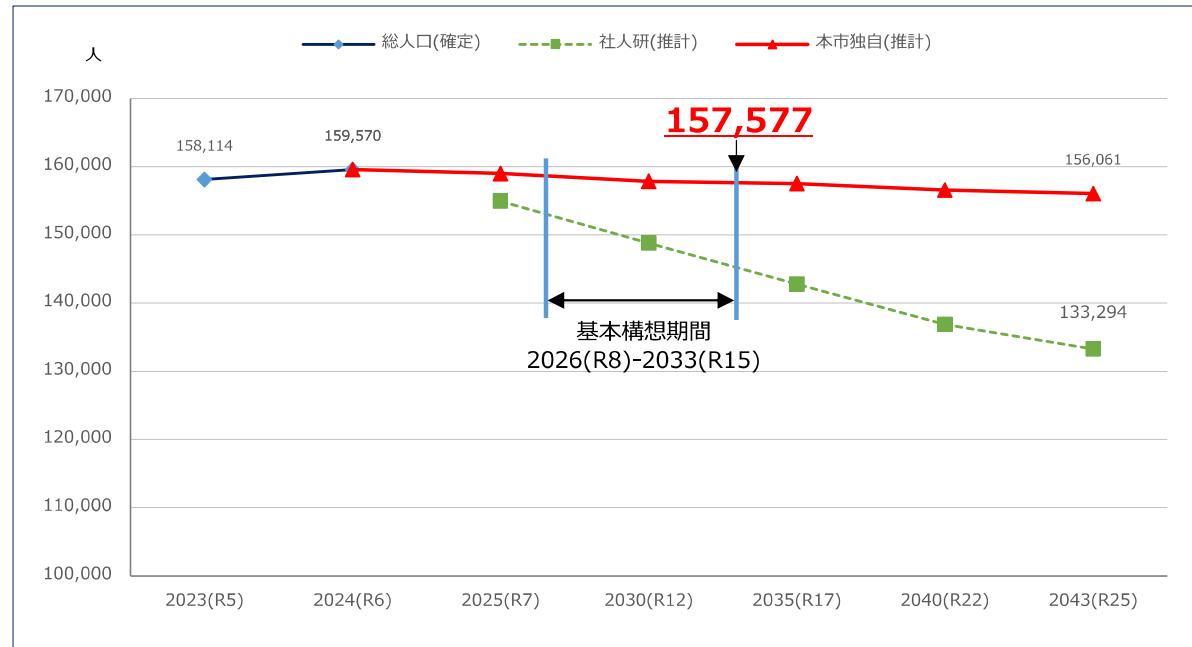
持続可能なまちづくりを進めるため、10年後、20年後の中長期的な視点で、現在の人口を維持する目標人口としました。

結婚・出産・育児までの切れ目ない支援を行い、自然動態の減少を抑制するとともに、転入増と定住性を高めることで社会動態の増加を図ります。

目標人口については、2033（令和15）年度末に158,000人程度とします。

129

図表59 都城市の将来人口推計



※2025（令和7）年10月1日時点の現住人口を基準に、その後各年10月1日現在の現住人口を推計

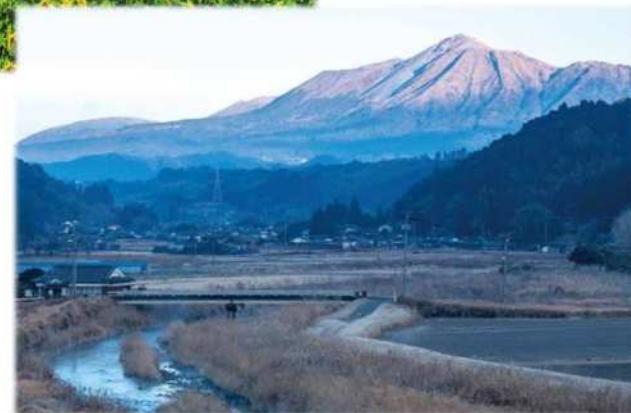
※社人研（推計）の2043（令和25）年の数値は、2040（令和22）年と2050（令和32）年の推計から機械的に算出

3 人口維持に向けたまちづくり

本市は、これまで本格的な人口減少・少子高齢社会の到来による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設やインフラの維持管理・更新費用の増大などにより、財政状況が厳しくなる状況を見据え、職員数の削減や市債残高の縮減等を進めてきました。一方で、限られた財源をより効果の高い施策に集中的に投資するなど、施策の選択と集中を進めてきました。

近年は、人口減少対策に積極的かつ強力に取り組み、第1子からの保育料・中学生以下の医療費・妊産婦の健診費用の「3つの完全無料化」や国・県の制度より幅広い「移住応援給付金」などの施策を進めています。

今後は、10年後、20年後に、今の人口を維持させていくため、積極的に社会増に向けた対策を行い、自然減にも歯止めをかけるため、若者が結婚し、こどもを生み育てたいと思える環境を整えます。また、都市部への転出を抑制するため、国の都市一極集中の是正や地方創生の取組とも連動しながら、国と地方が一体となって進めていく必要があります。これらの取組を進める中では、新たな局面における課題も浮上しており、課題解決に向けた取組も進めます。

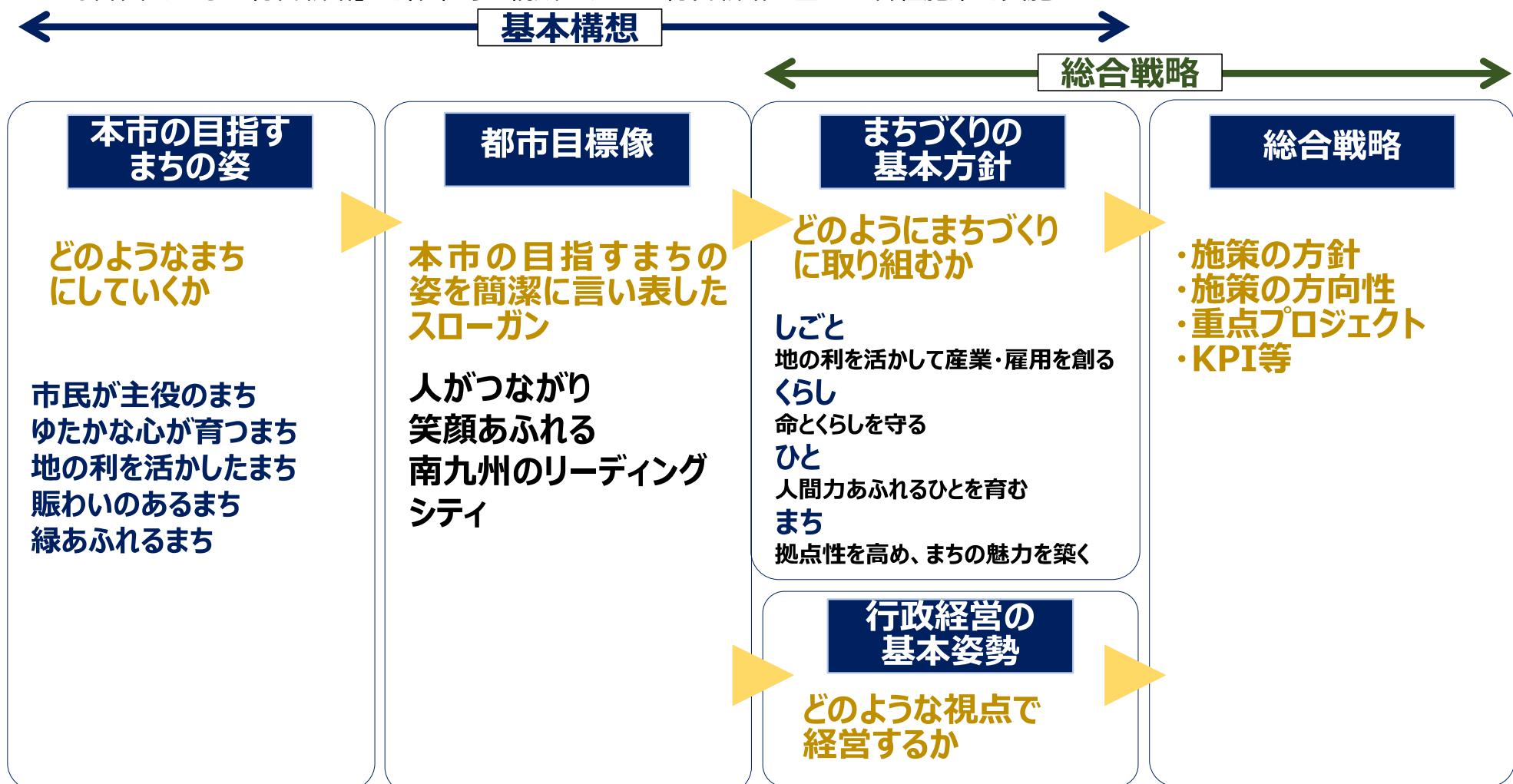


出典：広報都城「届けたい都城の風景」

4 総合計画の体系と基本構想のフレーム

基本構想のフレームは、「本市の目指すまちの姿」、「都市目標像」、「まちづくりの基本方針」、「行政経営の基本姿勢」の4つで構成します。

総合計画の体系は、「まちづくりの基本方針」と「行政経営の基本姿勢」を踏まえて、基本構想を実現するための具体的な計画である「総合戦略」を体系的に構成し、その総合戦略に基づき各種施策を実施します。



1 本市の目指すまちの姿

第2次都城市総合計画基本構想では、5つの基本理念として、「市民が主役のまち・ゆたかな心が育つまち・地の利を活かしたまち・賑わいのあるまち・緑あふれるまち」を掲げ、まちづくりを進めてきました。

第3次都城市総合計画では、これらの基本理念を「本市の目指すまちの姿」として継承します。

また、「本市の目指すまちの姿」の5つの基本理念と4つの「まちづくりの基本方針」との関連性について示します。

■ 市民が主役のまち

これからまちづくりは、市民が主役となり行政と協力しながら、多様化する社会課題に対応し、自分たちの願いがかなう理想のまちをつくり上げていくことが大切です。

そのために、市民・自治公民館・まちづくり協議会・NPO²⁷・高等教育機関・企業等と行政がデジタル技術も活用しながら、対等のパートナーとしてまちづくりを推進していくことが求められています。

そのような協働のまちづくりを進めるためには、透明性の高い開かれた行政が前提条件となります。

市民があらゆる分野において必要な情報を容易に取得でき、市民の提案が施策に反映される仕組みがあつて初めて、まちづくり協議会やNPOをはじめとする市民の主体的な活動が活性化するのです。

さらに、多様な人材が活躍するためには、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわりなく、その個性や能力を発揮できるダイバーシティ²⁸づくりが必要です。

また、地域を支える産業経済の持続可能性が課題となり、本市の財政状況も厳しい局面に入ることが懸念されるため、市民の理解を得ながら、引き続きDXを積極的に推進して、行財政改革を進めていくことが大切です。これからは、実施する施策が適正に評価され、その結果が公表されることで、市民と行政の信頼関係を深めていくことが求められています。

▶ 「市民が主役のまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「ひと」（市民参加のまちづくり、多様な主体との協働）、「行政経営の基本姿勢」（透明性の高い開かれた行政）に記載します。

27 NPO : Non-Profit Organizationの略。営利を目的とせず、社会的課題の解決を目指す民間の組織。

28 ダイバーシティ : 異なる背景や特性を持つ個人が存在し、その違いを尊重し合う社会。

1 本市の目指すまちの姿

■ ゆたかな心が育つまち

少子高齢社会にあっては、誰もが健康で安心して暮らし、子どもを生み育て、学び、楽しむことに生きがいを感じ、いきいきと生活できることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりの個性が尊重され、市民が学んだことを十分に活かし活躍できる社会であることはもちろん、充実した福祉サービスや地域で住民がお互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

また、核家族化が進み地域のつながりが希薄化する中、心身ともに健やかな、郷土愛にあふれた思いやりのあるこどもを地域ぐるみで育むとともに、市民が文化芸術、スポーツ、読書にいつでも親しむことのできる環境づくりも求められています。

さらに、これまで各地域で育んできた伝統や祭を次の世代に大切に伝えることや、国際交流等を通じて国際感覚をもった人材を育成することも重要です。

そうすることにより、誰もがここに暮らしてよかったですと実感でき、このまちに誇りをもつ、ゆたかな心を育てることができるのです。

▶ 「ゆたかな心が育つまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「くらし」（子育て支援・健康・福祉の充実）、「ひと」（教育・文化・スポーツ活動の推進）に記載します。

■ 地の利を活かしたまち

本市は、陸・海・空の交通アクセスのバランスがよく、その「地の利」を活かし、南九州圏域における産業、経済、医療、教育、文化の中心としての役割を担い、牽引してきました。

都城志布志道路の全線開通、更には国際バルク戦略港湾である志布志港との接続により、南九州圏域内外はもとより、海外からのひとの流れや物流が大きく増加することが見込まれます。

このため、これらの大変な変化を見据えながら、本市の持つ地域資源に磨きをかけ、地の利を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

さらに、圏域の安全・安心を高めるために、地の利を活かして大規模災害等の多様な危機事象に対する後方支援体制を構築するとともに、消防・救急体制の充実を図ることが求められています。

このような取組により、少子高齢社会にあっても、本市が将来にわたり南九州圏域の中心都市としての活力を維持し、発展し続けることができるのです。

▶ 「地の利を活かしたまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「くらし」（広域的な医療・防災体制）、「まち」（交通ネットワークの強化、広域連携）に記載します。

1 本市の目指すまちの姿

■ 賑わいのあるまち

本市が、いつまでも魅力的なまちであり続けるためには、人々が集い、若者、女性、高齢者がいきいきと働き、地域産業に多様な担い手が育つ、賑わいのあるまちをつくらなければなりません。

そのためには、農林畜産業の振興、企業立地の促進、商業・サービス業の充実、新しい産業分野の創出、若者の定住やUIJターン²⁹の促進、スポーツや観光による交流人口の拡大や関係人口の創出に取り組むことが重要です。

また、今後は、都城志布志道路の全線開通等による広域的な交通ネットワークの強化を活かし、これまでに整備した都市機能等を最大限に活用して圏域全体の活性化を図るとともに、人口維持のステージに対応した生活環境を構築する必要があります。また、公共施設等の集約、中心市街地への都市機能の集積、老朽化が進むインフラの維持管理・更新を計画的に進めていくと同時に、各地域がネットワークでつながることによって、生活に必要な機能を維持し、階層的なコンパクト・プラス・ネットワークを推進することが必要です。

▶ 「賑わいのあるまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「しごと」(産業振興、雇用創出)、「まち」(中心市街地の活性化、交流人口の拡大)に記載します。

■ 緑あふれるまち

緑は、ひとの心に潤いと安らぎを与えてくれます。緑に囲まれて暮らす私たちは、往々にして自然の大切さを忘れてしまいがちです。自然の恵みを再認識し、この貴重な資源を後世に残さなければなりません。

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、河川水質等の環境問題に対応するためには、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動の見直しとともに、それを継続して実践する運動の積み重ねが求められます。

これからは、市民・企業・行政が一体となって、ごみの排出削減や資源の再利用、そして温室効果ガス削減のための省エネルギーの積極的推進等を図り、気候変動に強い地球に優しい循環型、カーボンニュートラルを目指した脱炭素社会、自然共生の社会を構築しなければなりません。

また、第2の自然ともいわれる田や畠等の農地や山林等の資源も大切に守っていく必要があります。そうすることにより、市民の命の源でもある地下水の保全も可能となります。

このような気候変動対策と環境保全の取組を、市民・企業・行政が一体となって行うことにより、真の「緑あふれるまち」が生まれ、持続可能な環境を次世代に豊かに引き継ぐことができるのです。

▶ 「緑あふれるまち」にしていくためのまちづくりの基本方針は、主に「まち」(環境保全、循環型・脱炭素社会の構築)に記載します。

29 UIJターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

2 都市目標像

本市が目指すまちの姿は、すべてのひとが希望を持ち、共に創り上げる理想のまちです。

これまでの歩みを礎に、さらに発展させることで、より豊かで持続可能なまちへと進化していきます。

こどもから高齢者まですべての世代が互いに支え合い、多様性を尊重しながら、誰もが自分らしく輝ける社会を実現します。人口動向の大きな変化や気候変動などの課題に直面しても、柔軟に対応し、常に魅力と活力に満ちた都市であり続けます。

そのためには、本市の恵まれた地理的条件、豊かな自然や歴史文化、食といった地域資源、そして何より、ひとが持つ創造力と行動力を最大限に活かすことが重要です。市民と行政、企業、教育機関などが垣根を越えて協働し、デジタル技術も積極的に取り入れながら、理想のまちづくりに取り組みます。

こうした取り組みを通じて、産業・経済の活性化、医療・福祉の充実、教育・文化の振興など、あらゆる分野で南九州をリードする都市として、『**人がつながり 笑顔あふれる 南九州のリーディングシティ**』の実現を目指します。



3 まちづくりの基本方針

本市の目指すまちの姿を実現するために、次の4つのまちづくりの基本方針を定めます。

■ しごと 地の利を活かして産業・雇用を創る

基幹産業である農林畜産業をはじめとした地域産業の振興を図るために、6次産業化や農商工連携による地域ブランドの確立や生産性の向上に寄与する取組を推進します。

また、雇用の拡大を図るために、都城志布志道路の全線開通による地の利を活かして工業団地等の地域振興拠点を整備し、企業立地に取り組むとともに、企業や商店街の多様な担い手を育み、若者、女性、高齢者が安心して働く環境を創出します。

さらに、地元企業等と連携して、職業教育による企業の魅力を伝え、男女雇用機会均等、非正規雇用者の正社員化、仕事と家庭の両立、働き方改革の推進を図るとともに、移住者や若者の雇用・定住の促進、女性の活躍、外国人材の受入支援等の施策も積極的に展開します。

併せて、中小企業・小規模企業の振興を図るために、経営基盤の強化、人材確保・育成、デジタル化の推進、販路開拓、地域循環などの支援策を関係団体等と一体となって展開し、地域経済の持続的発展を目指します。

[施策の柱]

◆地域産業と中小企業・小規模企業の振興を図り、地域ブランドの確立を進め、競争力を強化します。

◆地の利を活かした工業団地の整備を進め、企業立地を促進します。

◆多様な人材が安心して働く機会を創出し、移住・定住に取り組みます。



都城IC付近（手前は都城志布志道路と高木工業団地）

3 まちづくりの基本方針

■ くらし 命とくらしを守る

災害は「いつでもどこでも起こりうるもの」として常に意識し、一人ひとりが備えながら、自助・共助・公助が連携した地域社会を構築します。特に発生確率が高まる南海トラフ地震に対しては、建物の耐震化や避難計画の充実など事前の備えを強化するとともに、被災地への後方支援体制を確立します。また、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化に対応するため、河川整備と併せて流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を推進します。さらに、あらゆる災害や危機に備え、医療・消防・救急・交通・防災体制の強化や自治体間の相互協力体制を拡充します。

また、結婚を希望するひとに、出会いの機会を提供し、家庭を持ち、安心してこどもを産み育てることができるよう、ライフステージに応じてきめ細やかに支援します。地域の実情にあった保育・教育体制を整備するとともに、人材の確保を図り、保育・教育の質の向上を図ります。医療面では、周産期及び幼児・小児期における、専門医を確保し、医療体制の維持を図るとともに、すべての市民が安心して救急医療を受けられる体制の継続に努めます。

こども家庭庁が推進する「こどもまんなか社会」の理念に基づき、こどもや若者一人ひとりを大切な存在として尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えた施策を展開します。こどもや若者の意見を積極的に聴き、政策に反映させる仕組みを構築するとともに、地域全体でこどもの育ちと子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

さらに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図り、性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわりなく、すべてのひとが支え合い、自分らしく暮らせる社会づくりを進めます。

[施策の柱]

- ◆ 災害対策や消防・救急・地域医療体制を確立し、安全・安心な暮らしを確保します。
- ◆ 若者や子育て世代に魅力ある社会を推進します。
- ◆ こどもまんなか社会とこどもの居場所づくりを推進します。
- ◆ 生涯にわたって誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図ります。



3 まちづくりの基本方針

■ ひと 人間力あふれるひとを育む

社会の持続的な発展に向けて、あらゆる教育の場を通じて、優れた知性と豊かな感性と健やかな体を備え、ふるさとを誇りに思う自立したひとを地域ぐるみで育みます。

また、時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できるひとを育みます。

さらに、人間力あふれるこどもたちを育成するため、こどもたち一人ひとりの学習理解度に応じて、デジタル技術の導入と効果的な利活用を進めるとともに、部活動の地域展開を推進します。また、人々が交流し、磨きあうことによって、ゆたかな心を育むとともに、由緒ある歴史や伝統文化、祭りを承継し、文化芸術やスポーツに親しみ、生きがいをもって暮らせる施策を推進します。

加えて、多様な価値観を持つ市民が年齢や性別、国籍等に関係なく、お互いが理解・尊重しあうとともに、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等との幅広い協働や交流を進め、それぞれが主体的に参画できるまちづくりを推進します。

地域コミュニティの中核を担っている自治公民館による安全・安心なまちづくりの活動を維持するため、自治公民館への加入を促進します。

[施策の柱]

- ◆ 人間力あふれるこどもたちの学力と愛郷心を育み、個別最適な学びを充実します。
- ◆ 人々が生きがいを持って学び、交流し、活躍できるスポーツ・文化活動を推進します。
- ◆ 国際理解を深め、国際交流を進めるとともに、多様性を認める社会づくりを目指します。
- ◆ 協働と相互理解を進め、多様な主体が参加する地域コミュニティを推進します。



ALT（外国語指導助手）との中学校給食風景

3 まちづくりの基本方針

■ まち 拠点性を高め、まちの魅力を築く

本市は、既存の都市機能や社会資本を活用して圏域全体の活性化を図りながら、良好な居住環境の形成と行政サービスの充実を進めます。老朽化したインフラの維持管理・更新と並行して、地域資源や拠点施設の魅力を高めます。

2025（令和7）年3月に全線開通した都城志布志道路の利点を最大限に活かすとともに、（仮称）都城末吉道路や（仮称）国道222号牛ノ峠バイパス、（仮称）高崎・山田スマートインターチェンジの早期事業化を目指し、広域道路ネットワークを充実します。また、市道整備や多様な交通機関と連携し、公共交通等の移動手段を確保します。これにより物流効率化と地域間連携を強化するとともに、中心市街地の都市機能を活用して若者の定住を促進します。

山之口運動公園や都城運動公園をはじめとしたスポーツ拠点施設を活用し、プロスポーツキャンプやスポーツ合宿を推進するとともに、日本一の畜産物や上質な焼酎を活かした観光体験を推進し、交流人口の拡大や関係人口を創出します。

自然環境保全とカーボンニュートラル実現に向けた循環型・脱炭素社会の構築を目指します。広域化した共通課題に対しては南九州圏域の自治体と連携し、中心的役割を担います。さらに、都城デジタル化推進宣言等に基づき、官民連携してあらゆる分野でのデジタル化を推進します。

これらの取り組みを通じて、南九州の中心都市としての求心力を高め、ひと・モノ・情報が集まる魅力的な拠点都市の形成を目指します。

[施策の柱]

- ◆ 既存の都市機能を活用し、居心地のいいまちづくりに取り組みます。
- ◆ 広域道路・交通ネットワークを強化し、拠点性の向上を図ります。
- ◆ 都城の持つ魅力に磨きをかけ、対外的なPRを強化し、スポーツ・観光により交流人口の拡大や関係人口を創出します。
- ◆ 循環型・脱炭素社会を構築し、自然環境の保全と地球温暖化対策を推進します。
- ◆ 南九州圏域の共通課題に対応するため、幅広い分野において広域連携を推進します。



中心市街地中核施設

4 行政経営の基本姿勢

現在の行政サービスを充実させることはもとより、本市の地域資源を将来世代に確実につなぎ、市民一人ひとりが、これから時代に対応した新たな豊さを得られるよう、すべての市職員が市民と一丸となって、行政を経営する視点に立った創造的な改革を推進します。

■ 創造的改革の推進

本市の地域資源を将来世代に確実につなぐために、市職員一人ひとりが熱意と創造性を持って、施策の目的と目標を明確化し、複雑化、多様化する市民ニーズに応えるため、部門間の緊密な連携体制を構築するとともに、多様な主体との連携を強化し、スピード感を持って先見性のある政策を推進します。

また、地域資源の強みを最大限に引き出せる重点施策を展開するとともに、常に効率性を考え、限られた資源の効果的な活用に取り組みます。

さらに、開かれた行政を推進するとともに、市民のニーズを的確に把握し、新たなデジタル技術等を活用した質の高い行政サービスを効率的に提供します。

[施策の柱]

- ◆職員の人財育成により組織を活性化させ、政策推進力を強化します。
- ◆財政の健全化と公共施設等マネジメントを徹底します。
- ◆デジタル技術も活用しながら行政サービスの質の向上、業務の効率化を図ります。
- ◆市民のニーズに応える行政組織の最適化を推進します。



書かない窓口

議案第168号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項並びに都城市都市公園条例第4条第1項、都城市高城勤労青少年ホーム条例第4条第1項、都城市地区体育館条例第5条第1項及び都城市農村環境改善センター条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

高城運動公園（野球場、多目的広場、庭球場、サブグラウンド、総合体育館、弓道場、屋内競技場、クラブハウス）、都城市高城勤労青少年ホーム、都城市石山体育センター及び都城市高城農村環境改善センター

2 指定管理者となる団体の名称

NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市都市公園条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

早水公園体育文化センター（アリーナ・文化施設、サブアリーナ・武道館、近的弓道場・遠的弓道場、多目的室）

2 指定管理者となる団体の名称

N P O 法人都城ぼんちスポーツクラブ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市カンガエールプラザ条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市カンガエールプラザ

2 指定管理者となる団体の名称

職業訓練法人都城地域職業訓練協会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 171 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び都城市都市公園条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

都城市長 池田 宣永

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

山之口運動公園（陸上競技場、多目的広場、体育館、芝生広場）及び都城運動公園（庭球場、陸上競技場、野球場、屋内競技場、サブグラウンド、投球練習場）

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人都城市スポーツコミッショナ

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 172 号

市道の認定について

別紙のとおり市道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、
議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

市道路線の認定

市街地南部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
70568	早鈴568号線	都城市 早鈴町	都城市 早鈴町	資料番号①

五十市地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
51043	尻枝1043号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号②
51044	加治屋1044号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号③
51045	加治屋1045号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号③
51046	原村1046号線	都城市 五十町	都城市 五十町	資料番号④
51047	原村1047号線	都城市 五十町	都城市 五十町	資料番号④

中郷西部地区

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
80652	女橋652号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑤

※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

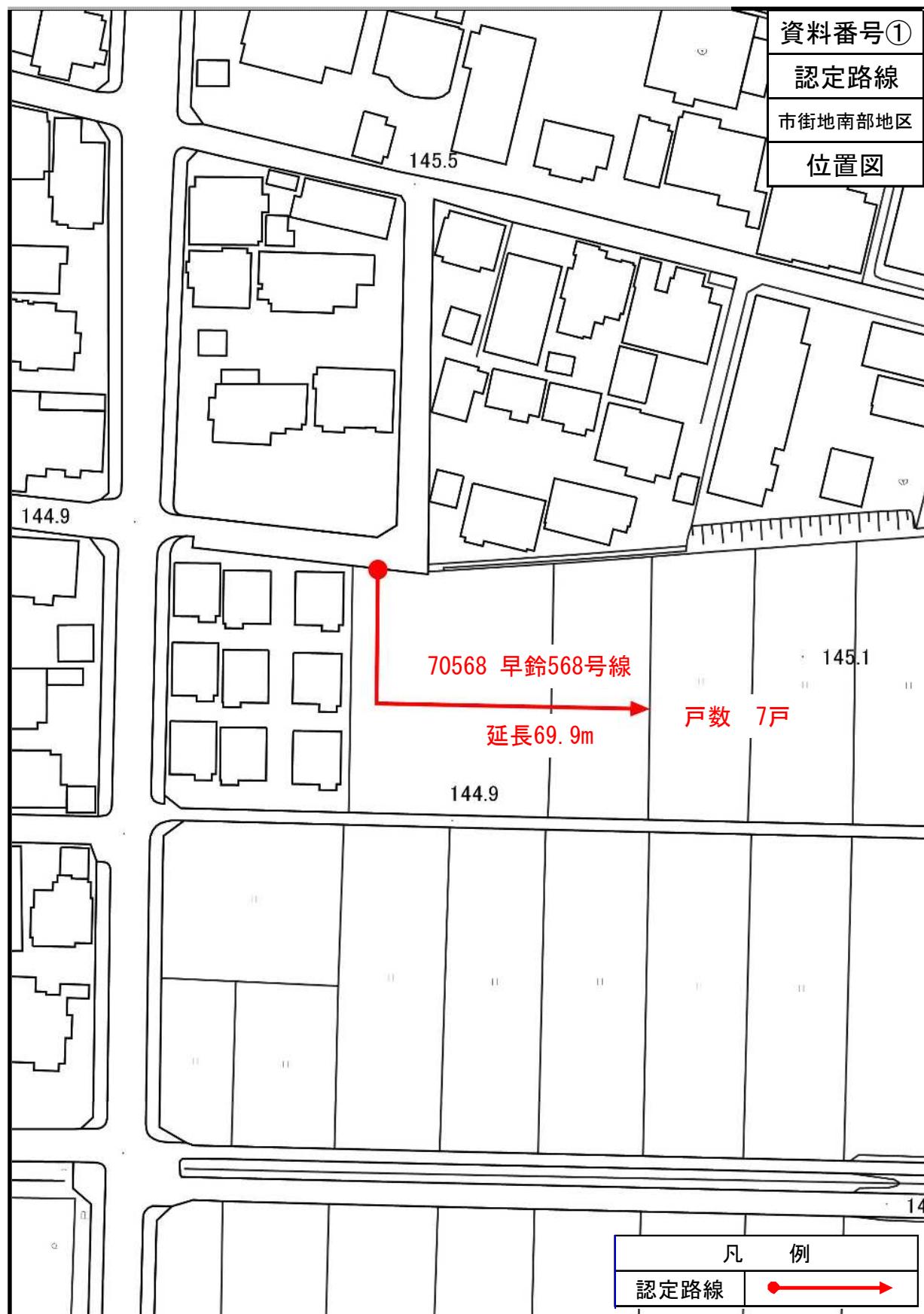


縮尺 1 : 10000

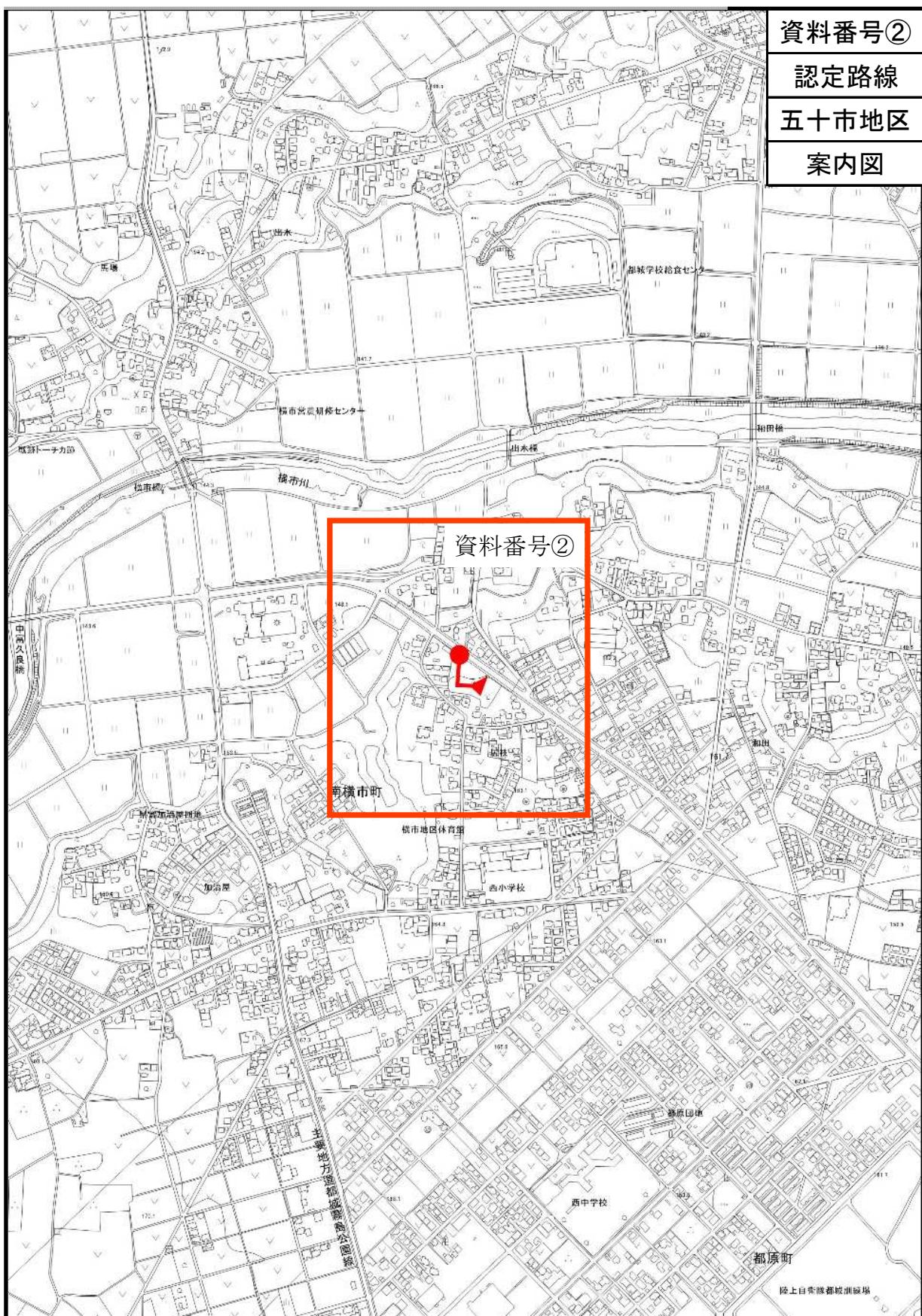
100 50 0 100 200 300 400



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

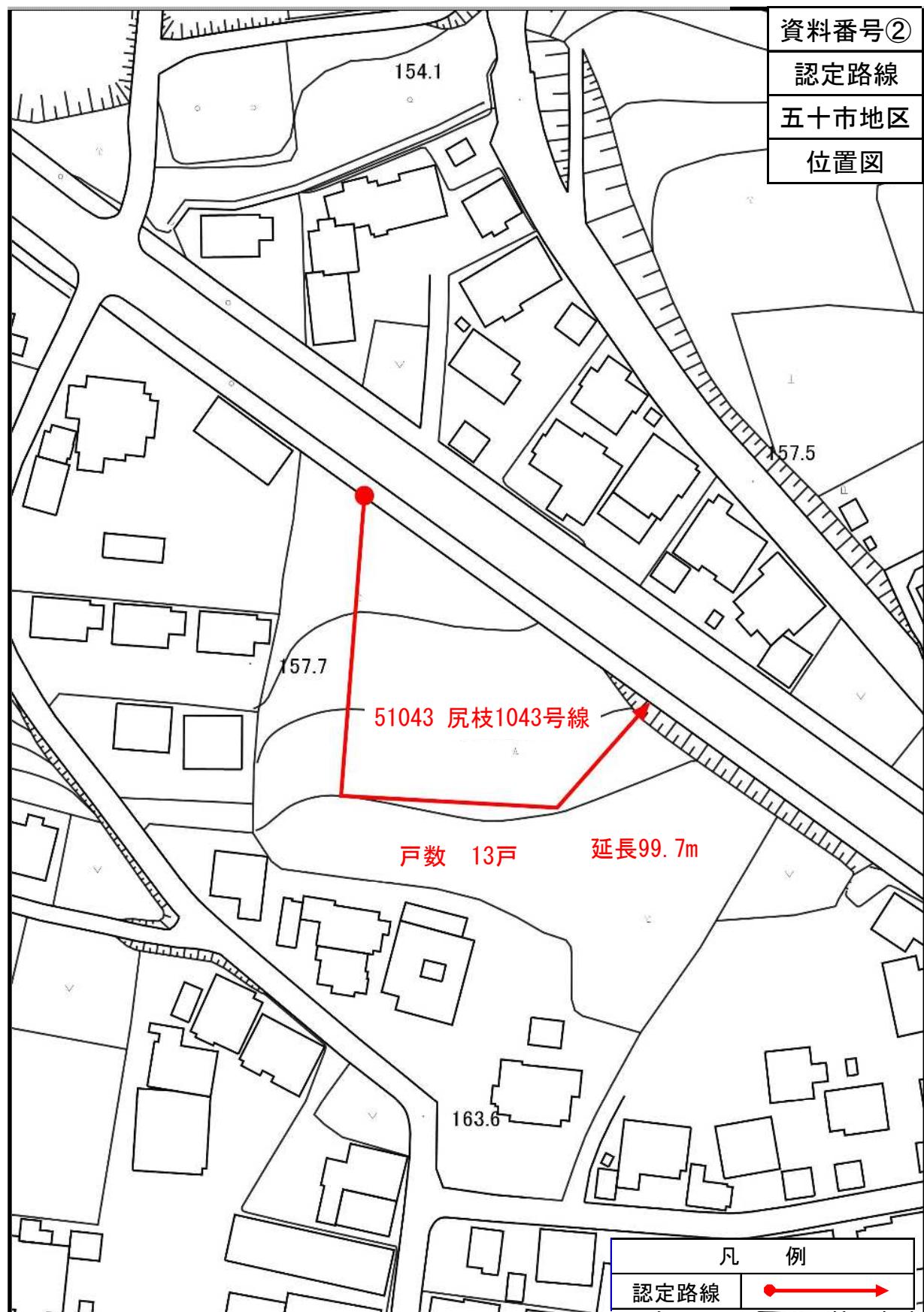


縮尺 1 : 10000

A horizontal number line starting at 0 and ending at 400. Major tick marks are labeled at 100, 200, 300, and 400. Minor tick marks are labeled every 10 units from 0 to 400.

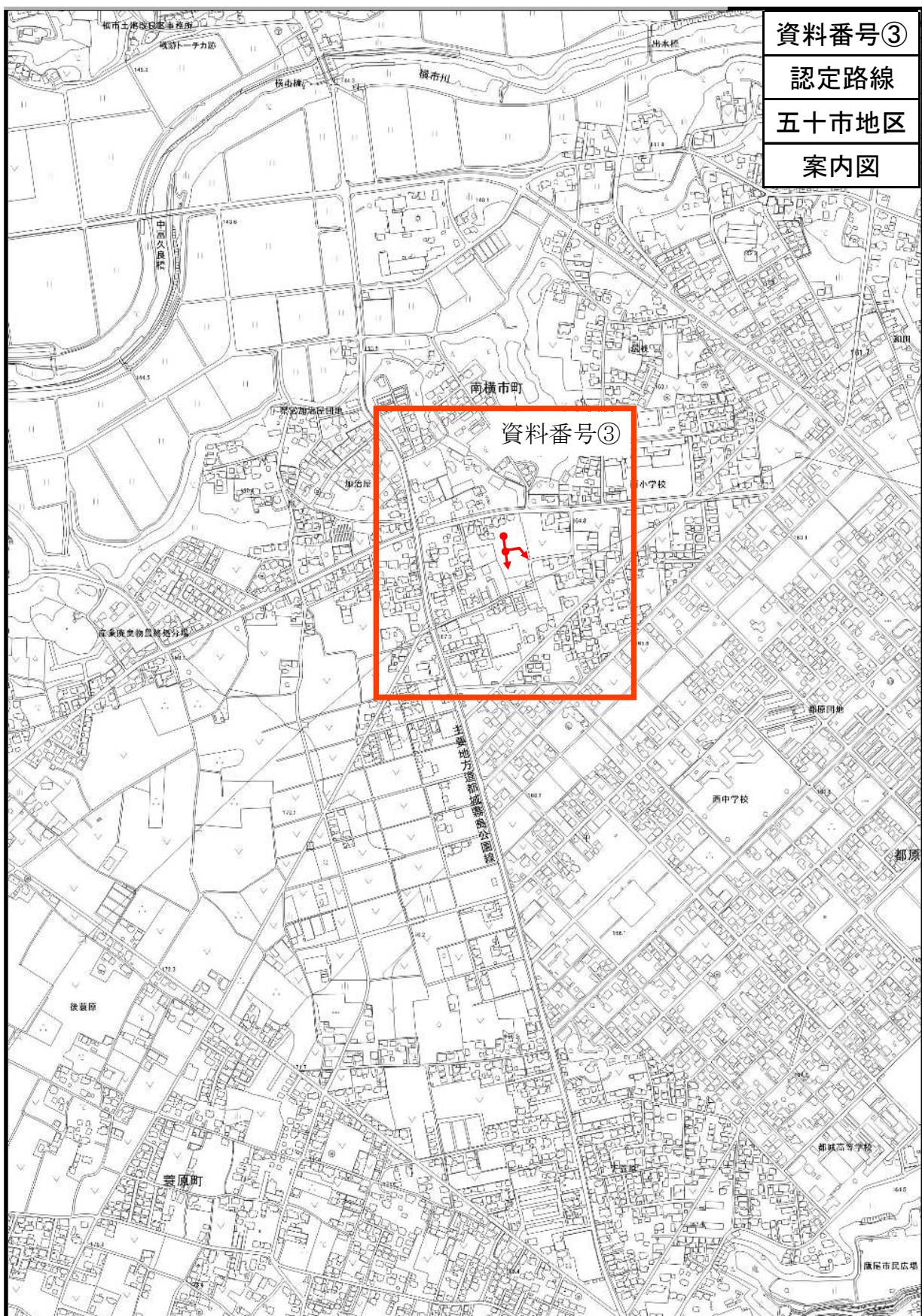


※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



縮尺 1 : 1000
10 5 0 10 20 30 40

※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

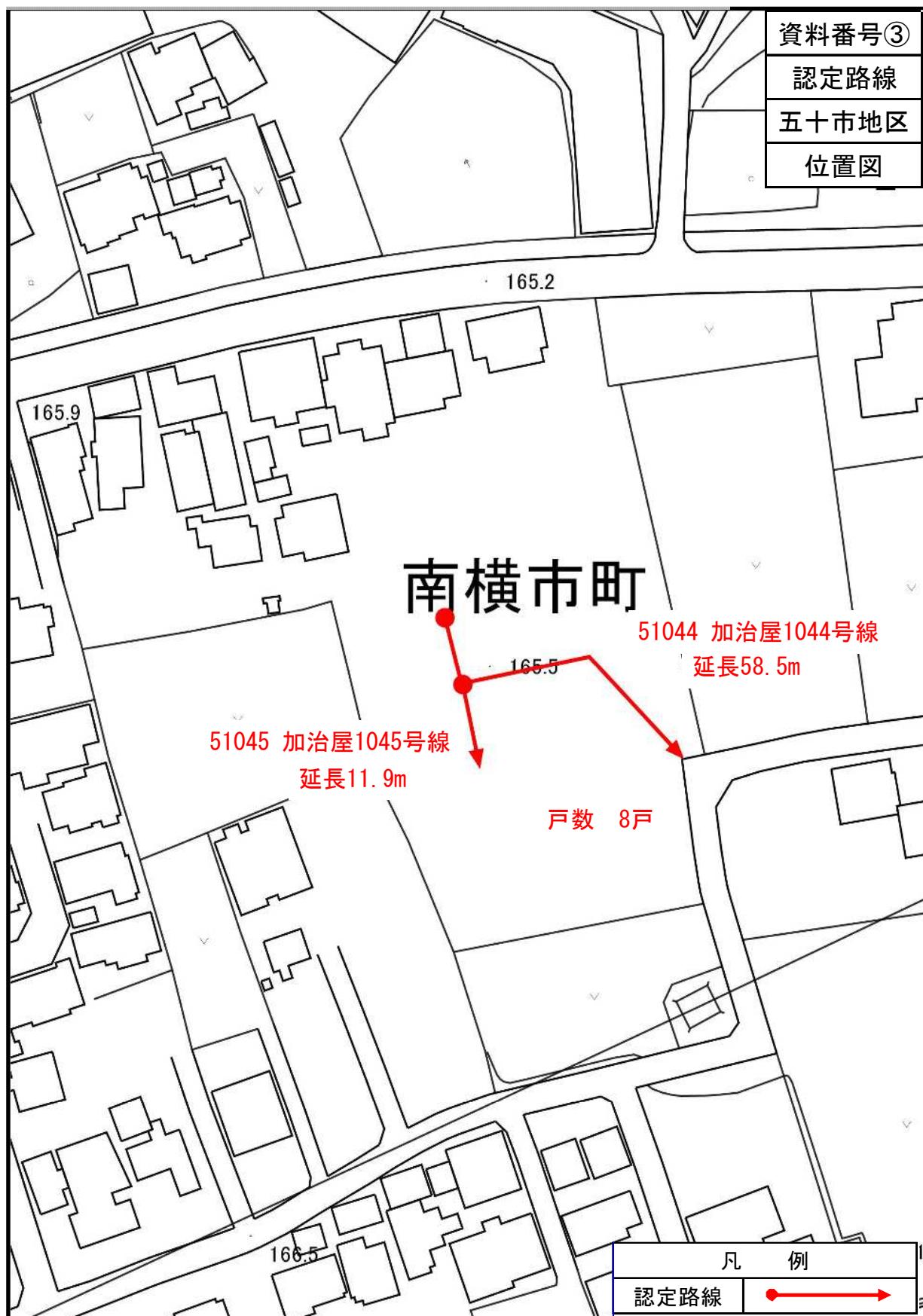


縮尺 1 : 10000

A horizontal number line with arrows at both ends. The line has major tick marks labeled 100, 200, 300, and 400. Between each major tick mark, there are four smaller tick marks, creating five equal intervals of 10 units each. The first major tick mark is labeled 100, the second is 150, the third is 200, the fourth is 250, the fifth is 300, and the sixth is 350.



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



縮尺 1 : 1000

10 5 0 10 20 30 40

※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。

資料番号④
認定路線
五十市地区
案内図

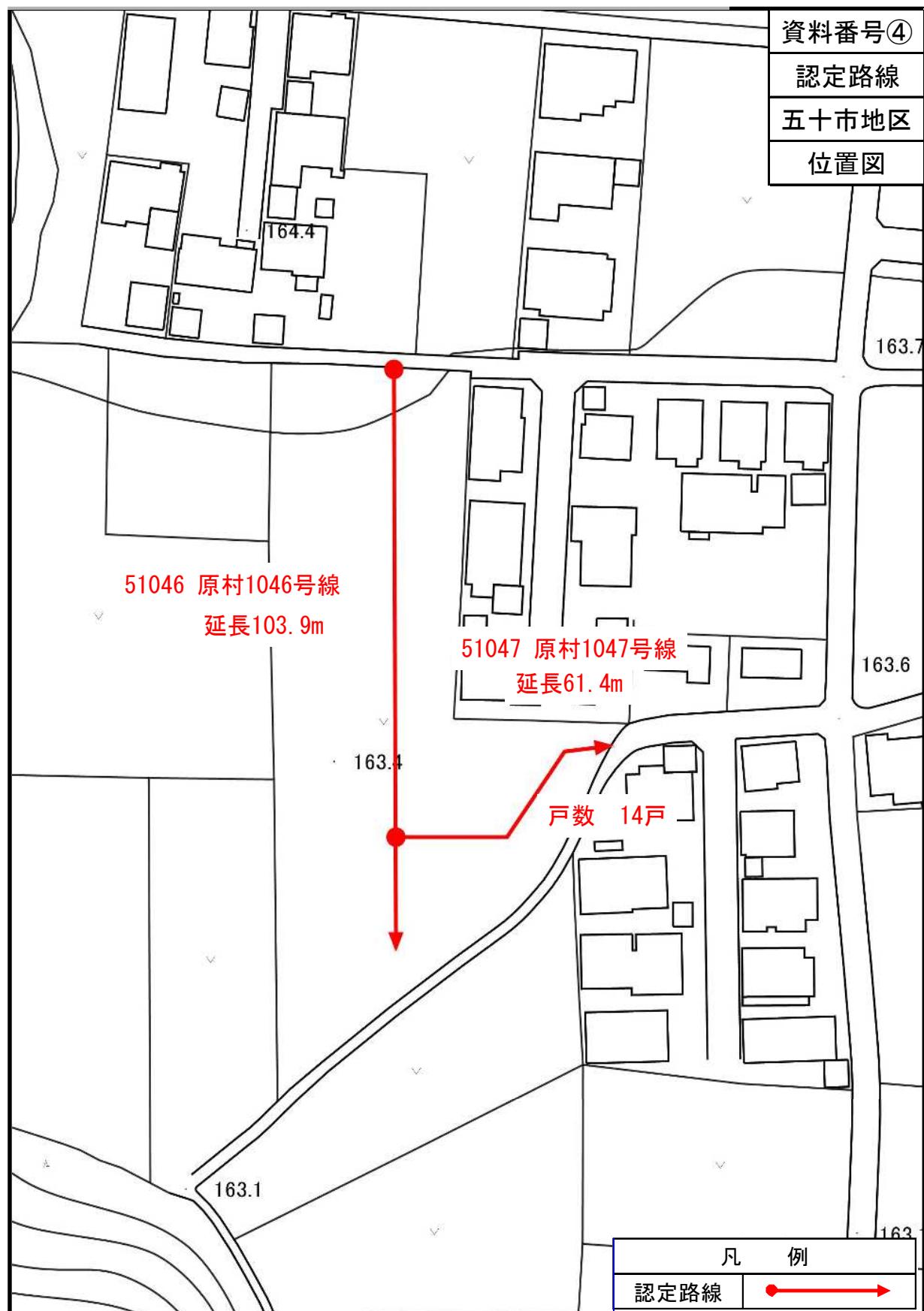


縮尺 1 : 10000

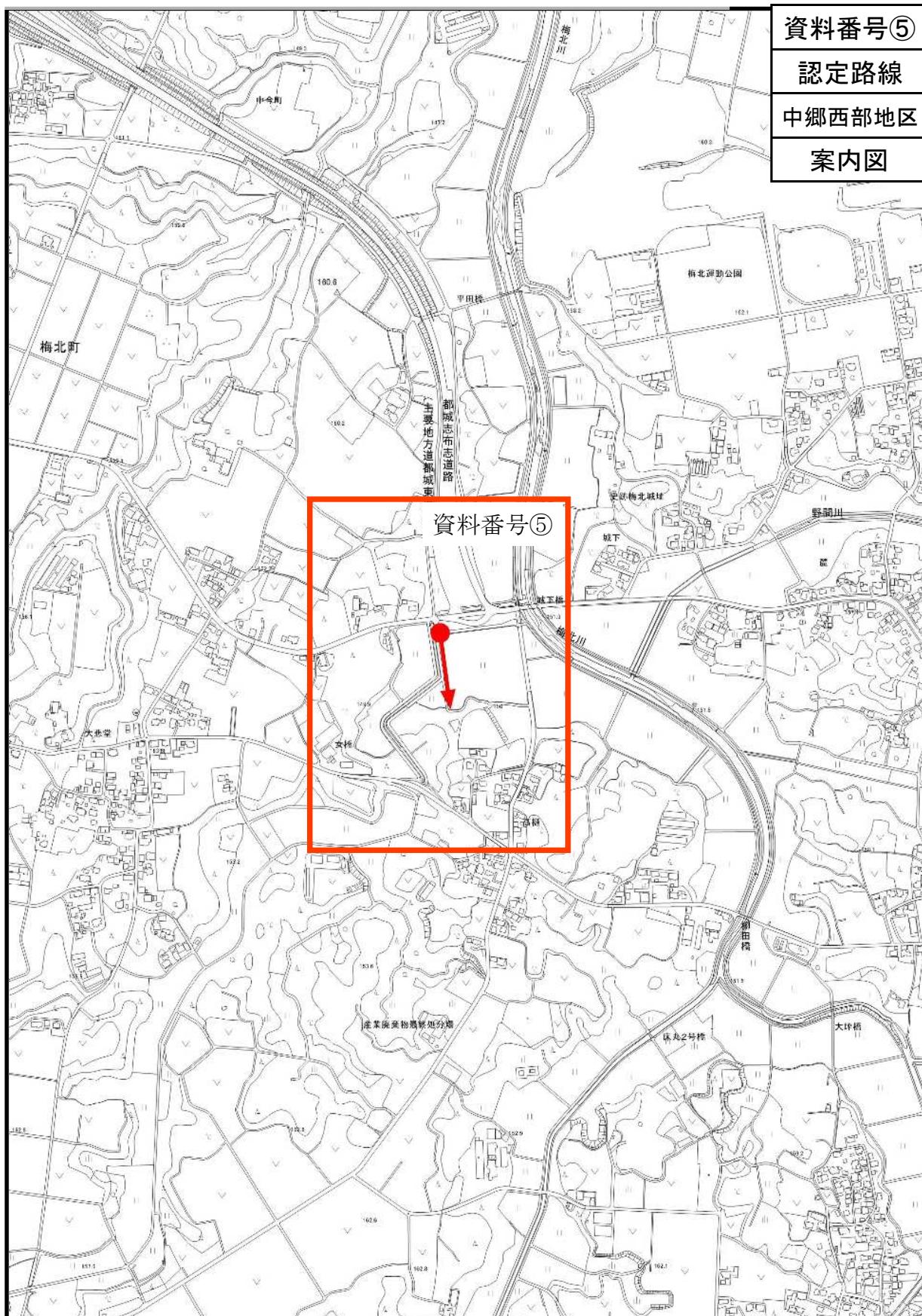
100 50 0 100 200 300 400



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



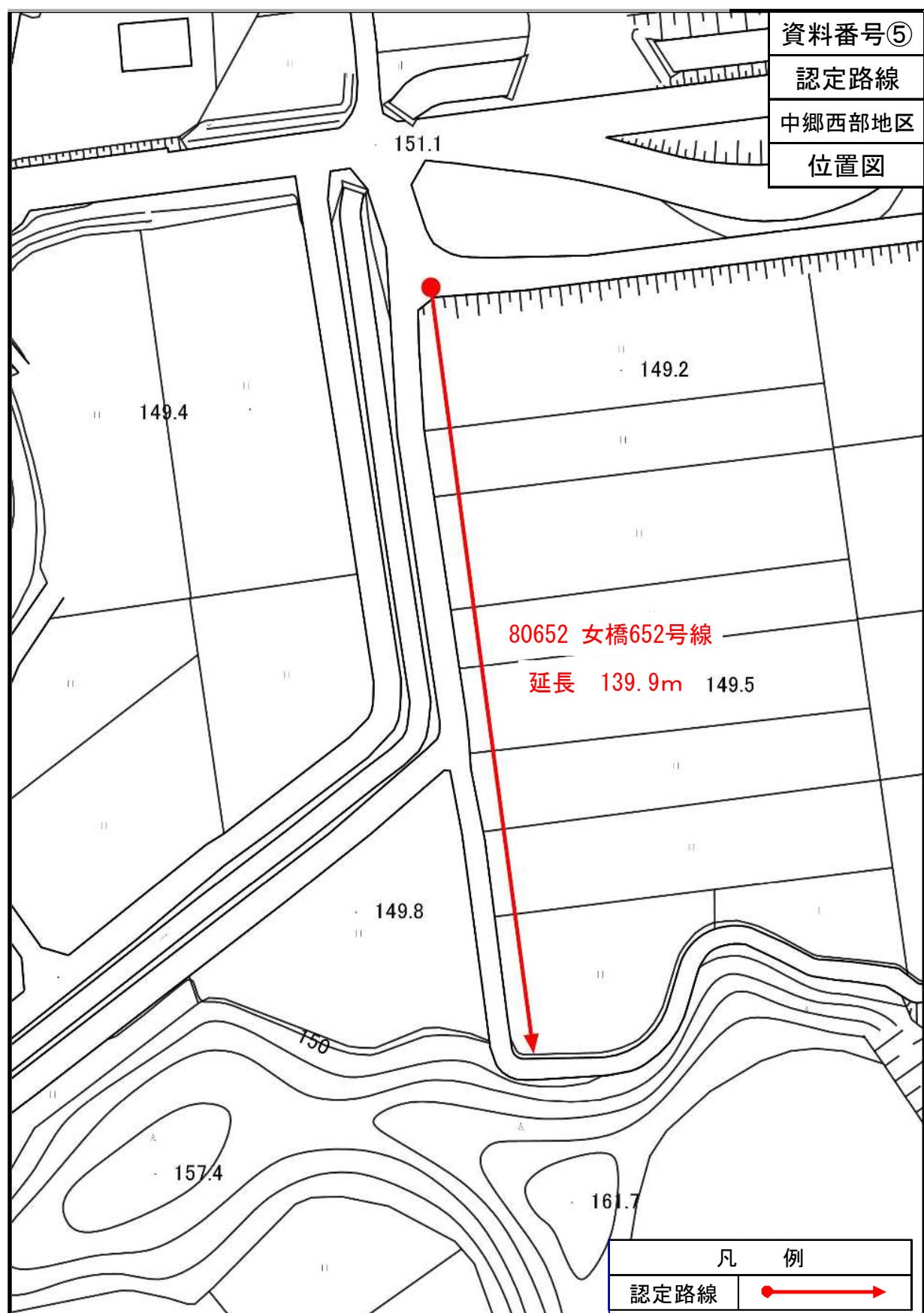
※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



縮尺 1:10000
100 50 0 100 200 300 400



※この図面は位置的なものを示すものであり、権利関係には使用できません。



議案第 173 号

都城市過疎地域持続的発展計画の策定について

都城市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

都城市長 池田 宜永

